



第3次 島原市食育推進計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
島 原 市

はじめに



食育は生きるための基本であり、健康で豊かな生活を送るために欠かせないものです。

国では、平成 17 年に「食育基本法」が制定され、食育を知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけています。

食をめぐっては、食品の輸入自由化など食のグローバル化がさらに加速しています。さらには、年間 600 万トンを超える食品の廃棄が問題となる中で、令和元年には「食品ロス削減の推進に関する法律」が制定されました。

本市におきましては、平成 22 年に「島原市食育推進計画」を、平成 27 年に「第 2 次島原市食育推進計画」を策定し、妊娠期から高齢期までの切れ目のない食育の推進をめざして計画を推進してまいりました。

しかしながら、市民の皆様への「食育に関する意識調査」において、食育への関心はやや高まったものの、食育の取り組み活動への参加が少なく、地産地消への取り組みも減少している状況です。食生活では、野菜の摂取量や朝食摂取率の減少などまだ多くの課題が残されていることもわかりました。

また、夫婦共働き世帯や高齢者単身世帯の増加など世帯構造の変化に伴い、家庭を中心とした食育の推進に加え、地域における継続した食育の推進の必要性が高まっています。

このような中で、令和 2 年度からの「第 3 次島原市食育推進計画」を策定いたしました。

この計画では、「豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら」を基本理念とし、食育の継続した実践を図り、多様な主体が連携することにより実践の環が広がるよう取り組みを推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご審議をいただきました「島原市食育推進会議」及び「島原市食育推進計画検討委員会」の委員の皆様、食育に関する意識調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

島原市長 古川 隆三郎

● ● 目 次 ● ●

第 1 章 総 論

第 1 節 計画の背景	1
第 2 節 計画の位置付けと計画期間	6
第 3 節 島原市のめざす食育の推進	8

第 2 章 島原市の食育の現状

第 1 節 島原市の概況	11
1 人口・世帯に関すること	11
第 2 節 食育に関する現状	14
1 食育への関心や取り組みの現状	15
2 郷土料理や地域の食文化の継承に関する現状	17
3 生活習慣病予防のための食育の現状	19
4 ライフステージ別の栄養・食生活の現状	26
5 食育体験活動に関する現状	31
6 食品ロスに関する現状	32
7 食の安全・安心に関する食育の現状	33
8 地産地消の推進に関する現状	34
9 共食に関する現状	36
第 3 節 課題の整理	38

第 3 章 計画の展開

施策 1 地域・学校・行政・その他の関係機関における食育の推進	41
施策 2 郷土料理や地域の食文化の継承	42
施策 3 生活習慣病予防のための食育の推進	43
施策 4 ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進	45
施策 5 食の循環や環境に配慮した食育の推進	53
施策 6 食の安全・安心のための食育の推進	54
施策 7 生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進	55
施策 8 共食の推進	56

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制	57
---------	----

第5章 数値目標

数値目標の設定	59
---------	----

参考資料

1 策定の経過	61
2 島原市食育推進会議	62
・島原市食育推進会議委員名簿	64
3 島原市食育推進計画検討委員会	65
・島原市食育推進計画検討委員会委員名簿	67
4 島原市食育推進幹事会	68
・島原市食育推進幹事会名簿	69
5 用語集	70

第1章 総 論

第1節 計画の背景

1 計画策定の目的

国では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定されました。平成18年3月には、同法に基づく食育推進基本計画が策定され、その後5年ごとに計画が改定されています。平成28年3月に第3次食育推進基本計画が策定され、現在推進が図られています。

「第3次食育推進基本計画」では、「実践の環を広げよう」をコンセプトとして、「若い世代を中心とした食育の推進」「多様な暮らしに対応した食育の推進」「健康寿命の延伸につながる食育の推進」「食の循環や環境を意識した食育の推進」「食文化の継承に向けた食育の推進」を5つの重点課題に掲げて推進が図られています。

県においても、平成28年3月に「第3次長崎県食育推進計画」を策定し、健康寿命の延伸に重点をおいた食育の推進が図られています。

本市におきましても平成27年3月に「第2次島原市食育推進計画」を策定し、妊娠期から高齢期までの切れ目のない食育の推進を目指して計画を推進してまいりました。

しかしながら、高齢者の単身世帯の増加や夫婦共働き世帯の増加など市民の暮らしの状況の変化により、家庭を中心とした食育の推進だけでなく、地域における食育の推進の必要性が高まっています。また、食べ残しをはじめとする「食品ロス」が問題であり、令和元年5月には「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という）が制定されています。このような情勢の変化に伴い、本市では、令和2年度からの新たな食育推進計画となる「第3次島原市食育推進計画」を策定します。

本計画の目的は、「食」を通して、家庭・地域・学校・行政・その他の関係機関がつながり、子どもから高齢者まですべての市民が健全な食生活を自ら実践し、生涯にわたって生き生きと生活できる豊かな暮らしを実現することにより、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図ることです。

この目的の実現に向けて、地域の現状・特性を踏まえながら市の指標を設定し、個人の力と社会の力を合わせて、市民一人ひとりが取り組む食育活動に加え、地域における食育を推進する仕組みづくりや環境づくりを推進します。

2 国や県の動向

(1) 国の動向

実践の環を広げよう

国では、平成 28 年 3 月に「第 3 次食育推進基本計画」を策定し、「実践の環を広げよう」をコンセプトとして、5 つの重点課題を掲げて推進しています。

図表 5 つの重点課題

重点課題	内容
若い世代を中心とした食育の推進	20 歳代～30 歳代の若い世代は、食に関する知識や意識が低く、朝食欠食や栄養の偏りなど、他の世代より多くの課題を抱えています。若い世代が心身共に健康であるために主体的に健全な食生活を実践することに加え、その知識や取り組みを次世代に伝えつなげていけるよう食育を推進します。
多様な暮らしに対応した食育の推進	世帯構造や生活の多様化、社会環境の変化による様々な状況を踏まえ、地域や関係団体等の連携・協働を図りつつ、全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるよう、※共食の機会の提供等を通じた食育を推進します。
健康寿命の延伸につながる食育の推進	※健康寿命延伸のために、国民一人ひとりが健康づくりや※生活習慣病の発症・重症化の予防や改善に向けて健全な食生活を実践できるよう支援を行います。また、食品事業者等を含む多くの関係者が主体的かつ多様な連携・協働を図りながら、減塩等の食生活の改善に取り組めるよう食育を推進します。
食の循環や環境を意識した食育の推進	国民自らが食に対する感謝の気持ちを深めていくためには、生産者をはじめ、多くの関係者により食が支えられていることを知ることが大切です。様々な関係者が連携しながら、生産から消費までの食べ物の循環を意識し、※食品ロスの削減等、環境にも配慮していけるよう食育を推進します。
食文化の継承に向けた食育の推進	日本の食文化が十分に受け継がれていない現状を踏まえ、郷土料理、伝統食材、食事の作法など日本の伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深め、その優れた特色を保護・継承していけるよう食育を推進します。

※については用語集(70・71 ページ)に記載しています。

(2) 県の動向

健康で文化的な県民の生活・豊かで活力のある社会の実現

県では、平成28年3月に「第3次長崎県食育推進計画」を策定し、「健康で文化的な県民の生活・豊かで活力のある社会の実現」を目標に4つの方向性及び9つの施策を立て、取り組みを展開することにより推進を図っています。

また、計画の展開にあたっては、市町や関係機関と連携し、推進が図られています。

図表 第3次長崎県食育推進計画の方向性及び施策と取り組み

方向性	施策	取り組み
健やかな身体の発達と健康づくり	健康づくりに配慮した食生活	・栄養バランスのとれた食生活 ・世代に応じた口腔機能の啓発
	生活習慣病の予防	・子どもや保護者を対象とした望ましい食習慣の啓発 ・成人を対象とした望ましい食習慣の啓発
	若い世代へのアプローチ	・若い世代を対象とした望ましい食習慣の啓発
健やかな心と豊かな人間形成	食の楽しさの実感	・共食や調理実習を通じた普及
	食に関する感謝	・農漁業体験、生産者との交流等を通じた普及
望ましい食習慣と正しい知識・判断力の習得	基本的な生活習慣の習得	・基本的な生活習慣の啓発
	食への関心と知識の習得	・学校等での教科や給食を通じた知識の習得の促進 ・地域での体験活動を通じた知識の習得への支援 ・正しい情報の提供と※リスクコミュニケーションの推進
	環境に配慮した食生活	・食品廃棄物の発生抑制とリサイクル促進
伝統的な食文化の継承	地場産品や郷土料理への関心	・学校での教科や給食を通じた普及 ・地域における伝承や体験を通じた普及 ・イベント等を通じた県産食品や郷土料理の普及

※については用語集（73 ページ）に記載しています。

3 第2次島原市食育推進計画の達成状況

本市では、平成27年3月に「第2次島原市食育推進計画」を策定し推進を図ってきました。計画期間の5年が経過し、「第2次島原市食育推進計画」に掲げた数値目標について達成状況を評価しました。

数値目標 25 項目のうち、13 項目が改善傾向

- 食育推進計画の全25項目の評価結果は、「A 目標を達成できた」6項目(24%)、「B 目標は達成できなかったが改善傾向にある」7項目(28%)、「C 変わらない」3項目(12%)、「D 改善がみられず達成できなかった」9項目(36%)となっています。
- 「A 目標を達成できた」の主なものは、「30歳代男性の朝食を毎日食べない人の割合の減少」「給食の地場産品の使用重量割合」「食育に関わるボランティア数の増加」などでした。
- 「B 目標は達成できなかったが改善傾向にある」の主なものは、「食育に関心のある人の増加」「家庭で郷土料理を作る人の増加」などでした。
- 「C 変わらない」の主なものは、「朝食を毎日食べる中学2年生の割合の増加」「児童の共食回数の増加」などでした。
- 「D 改善がみられず達成できなかった」の主なものは、「朝食を毎日食べる小学5年生の割合の増加」「野菜料理を1日に5～6皿食べる人の増加」などでした。

図表 第2次島原市食育推進計画の評価結果

評価区分（策定時の値と現状値を比較）	該当項目数（割合）
A 目標を達成できた	6項目（24%）
B 目標は達成できなかったが改善傾向にある	7項目（28%）
C 変わらない	3項目（12%）
D 改善がみられず達成できなかった	9項目（36%）
合計	25項目

※策定時と比較して0.5%未満の増減は「C 変わらない」とする

第2次島原市食育推進計画の数値目標項目別達成度

数値目標項目	策定時 (H26)	目標値	現状値 (R1)	達成度
食育に関心のある人の増加	69.9%	90%以上	74.9%	B
朝食を毎日食べる小学5年生の割合の増加	94.9%	100%	90.4%	D
朝食を毎日食べる中学2年生の割合の増加	88.9%	100%	88.4%	C
朝食を毎日食べない20歳代男性の割合の減少	22.7%	15%以下	22.6%	C
朝食を毎日食べない30歳代男性の割合の減少	24.1%	15%以下	14.6%	A
野菜料理を1日に5～6皿食べる人の増加	8.3%	30%以上	5.7%	D
食事のバランスを考えて食事をとる人の増加	88.2%	95%以上	70.8%	D
生活習慣病予防のために、何らかの実践行動をしている人の増加	66.4%	75%以上	65.0%	D
小学5年生における共食の回数の増加	10.9回	12回以上	10.2回	D
中学2年生における共食の回数の増加	9.5回	10回以上	11.0回	A
学校給食での市産品の使用重量割合の増加	13.3%	15%以上	29.1%	A
学校給食での県産品の使用重量割合の増加	69.5%	72%以上	73.3%	A
教育ファームの実施状況	75.0%	80%以上	73.2%	D
食育に関わるボランティア数の増加	95人	200人以上	983人	A
食育イベントへの参加団体数の増加	1団体	3団体以上	2団体	B
バランスの良い食事をとるために※栄養成分表示等を活用する市民割合の増加	37.5%	52%以上	39.3%	B
食育の日をフェイスブック等でPRする	—	毎月	年1回	B
生産者と消費者の交流に関心のある人の増加	26.7%	50%以上	27.9%	B
家庭で郷土料理を作る人の増加	57.0%	80%以上	75.1%	B
ホームページ内容の充実（更新回数の増加）	年2回	月1回	年1回	D
広報しまばら等での情報発信	年1回	年2回	毎月1回	A
広報しまばらやホームページでの活動の紹介	—	年2回	年1回	B
地産地消に関心のある人の増加	51.7%	70%以上	51.8%	C
親子料理教室や郷土料理教室に参加する児童の増加	29.3%	50%以上	21.3%	D
親子料理教室や郷土料理教室に参加する生徒の増加	25.2%	50%以上	19.3%	D

資料：食育に関する意識調査
 保育所・認定こども園・学校の食育の推進に関する状況調査
 第2次島原市食育推進計画の進捗状況調査（庁内）

※については用語集（70ページ）に記載しています。

第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

本計画は「第7次島原市市勢振興計画」における基本目標4 健康で自立と生きがいを支えるまちづくりの個別計画にあたります。

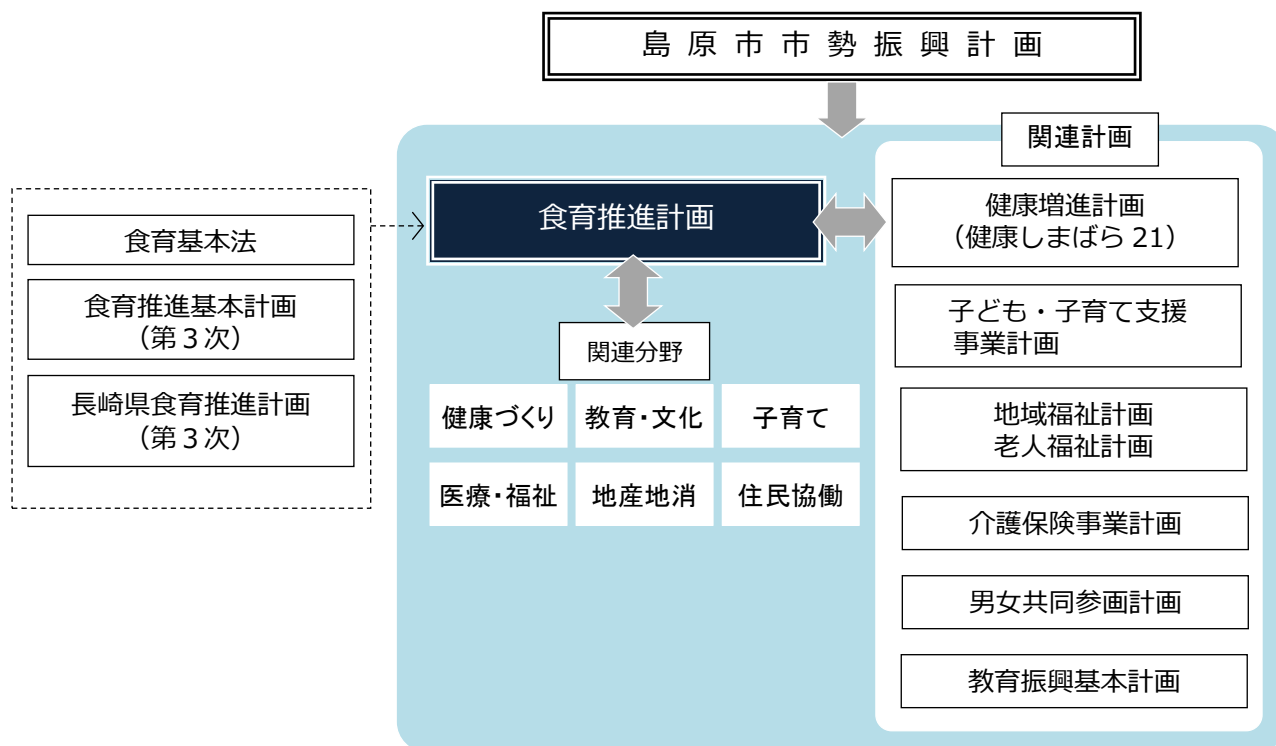
また、食育基本法第18条第1項に基づき、市町村が食育の推進に関する施策について定める「市町村食育推進計画」に位置付けられるものです。

さらに、「健康増進法」など関連する法制度と本市の各個別計画との整合を図って策定する計画です。

【食育基本法 第18条第1項】

市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

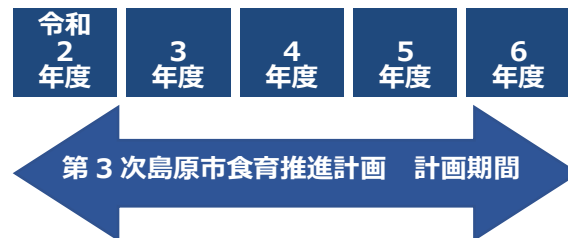
図表 計画の位置付け



2 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
また、情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



3 計画の進行管理と評価

計画を推進するためには、市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、自分の心身の健康のために「食」を選択できるよう、地域・学校・行政・その他の関係機関が協力、連携して取り組む必要があります。

そこで、本計画の事業の実施状況や施策の進捗状況については、市民や関係機関、団体等の代表者で組織されている「島原市食育推進会議」に報告し、計画期間における食育の推進にかかる事業の進行管理を行います。

また、計画期間の中間にあたる令和4年度に中間評価、最終年である令和6年度に最終評価を実施するとともに、「第4次島原市食育推進計画」を策定します。

第3節 島原市のめざす食育の推進

1 基本理念

豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら

本市は、県内でも有数の農水産物の生産を誇ります。その豊かな自然の恵みを生かしながら、市民の心身の健康増進に寄与する食生活の実現を目指し、また、「食」を通じた人々の交流、地域振興により、市民が元気に、地域がより活性化して、楽しく暮らせることを目指し「豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら」を基本理念に掲げ、食育の推進を図ります。

2 基本方針



生涯食育社会の構築

市民一人ひとりが食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、市民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を図ります。

また、個人を取り巻く地域・学校・行政・その他の関係機関のつながりを強化し、食育を市民運動として展開します。



孫に伝えよう！郷土の料理、家庭の味

地域の伝統や食文化を、親から子・孫の世代へ継承し、食文化の発展への取り組みを推進します。



バランスの良い食事で生活習慣病予防

生活習慣病を予防するため、「主食・主菜・副菜」を基本とした食事のバランスについての知識を普及し、家庭での実践を促し、健康寿命の延伸を目指します。



ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進

ライフステージに応じて妊娠期から高齢期まで切れ目のない食育を推進し、また、世帯構成や社会環境の変化に伴うライフスタイルに応じた食育の推進を図ります。



ぐるりとつなぐ「食育の環」生産から食卓までの一貫した食育体験活動の充実

食農体験や農林漁業体験等様々な「食」に関する体験を通して、食に対する感謝の念や理解を深めます。また、「食品ロス」を削減する取り組みを推進します。



増幅しよう食の安全・安心への意識

食に関する情報が氾濫する中で、市民一人ひとりが適切な情報を入手できるよう、食の安全・安心に関する情報提供の充実を図ります。



海の幸、山の幸、しまばらの食を広めよう

生産者と消費者の交流を促進し、島原の豊富な農水産物及び加工品への理解を深め、
※地産地消と消費拡大を図ります。



にっこりと食卓を囲んで家庭の団らん

家族と一緒に食卓を囲む「共食」を推進するとともに、保護者の食育に対する意識の向上を図り、家庭での食育の推進を図ります。

※については用語集（71 ページ）に記載しています。

第2章 島原市の食育の現状

第1節 島原市の概況

1 人口・世帯に関すること

(1) 人口構造

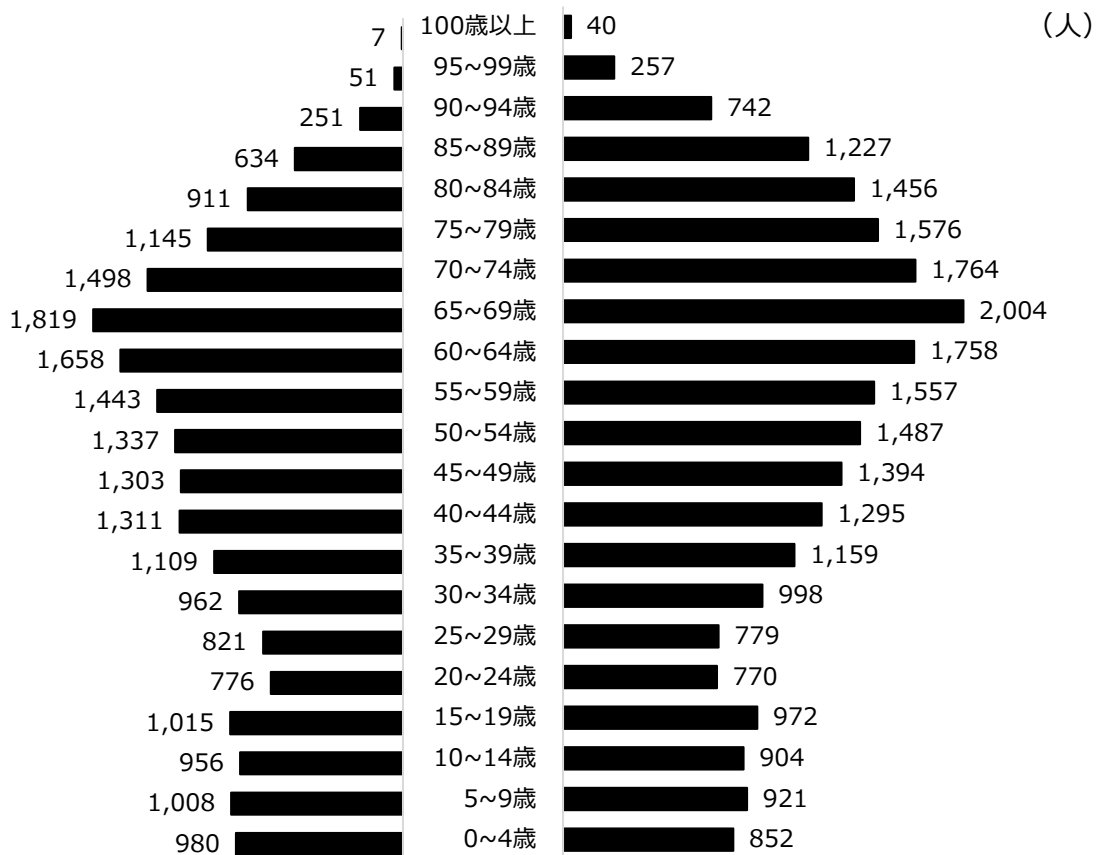
平成31年3月末時点での人口構造をみると、人口が最も多い年齢層は、「65～69歳」であり、高齢化が進行することが考えられます。

また、人口の最も少ない年齢層は「20～24歳」です。進学や就職により市外へ流出していることが考えられます。

図表 本市の人口構造

男性 20,995人

女性 23,912人



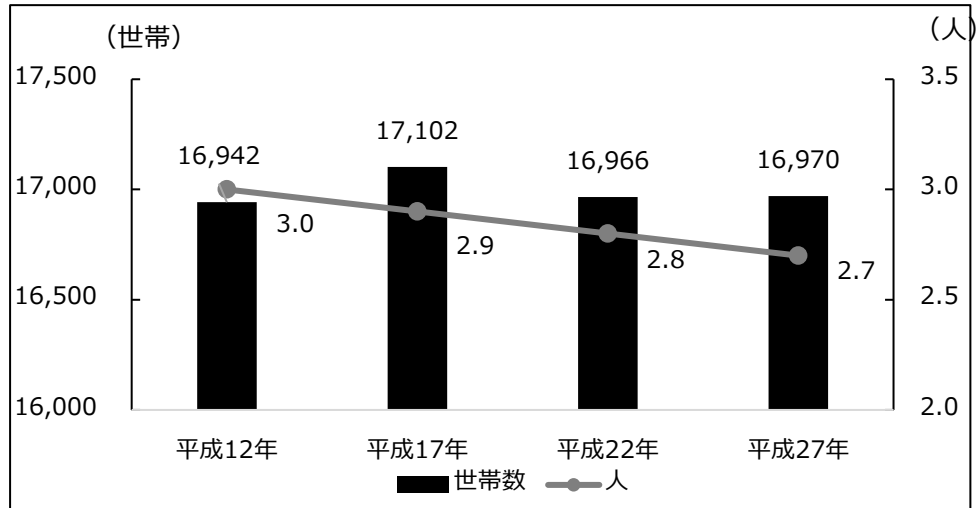
資料:住民基本台帳(平成31年3月末現在)

(2) 世帯数及び1世帯あたりの世帯人員の推移

平成12年以降の世帯数の状況を見ると、平成17年の17,102世帯をピークに減少し、平成27年時点の世帯数は16,970世帯となっています。

また、平成27年の1世帯あたりの世帯人員は2.7人となっており、核家族化が進行していることがうかがえます。

図表 本市の世帯数及び1世帯当たりの世帯人員



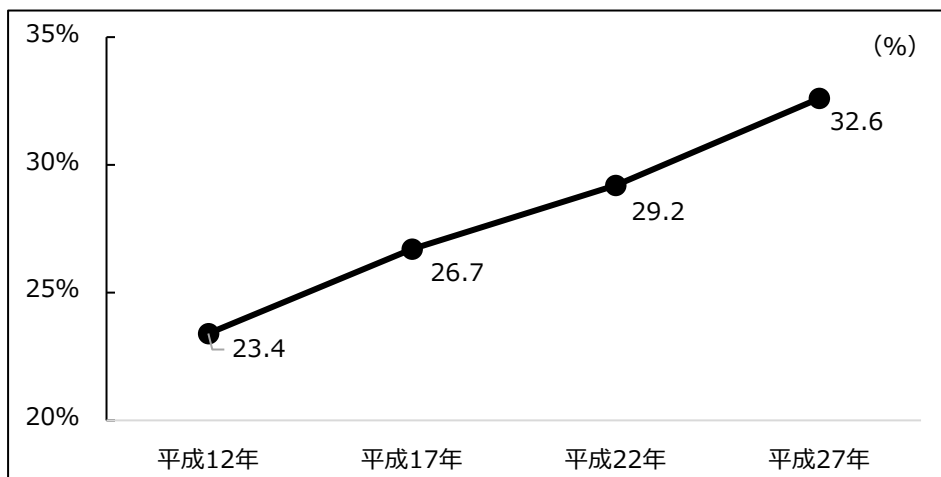
資料：国勢調査

(3) 高齢者の現状

① 高齢化率

平成12年以降の※高齢化率の状況を見ると、高齢化率は年々増加し、平成17年から10年間で5.9ポイント増加しており、平成27年は人口の3人に1人が65歳以上となっています。

図表 本市の高齢化率



資料：国勢調査

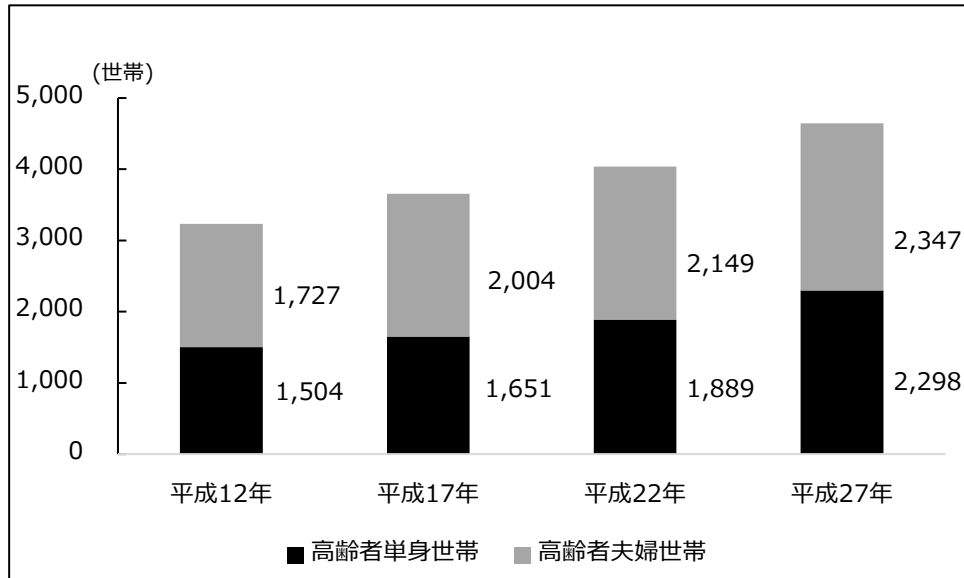
※については用語集（70ページ）に記載しています。

② 高齢世帯の状況

平成12年以降の高齢世帯の状況をみると、高齢化率の増加とともに、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加しています。

特に高齢者単身世帯は、平成27年は2,298世帯で平成22年からの増加率が大きくなっている状況です。

図表 本市の高齢世帯の状況

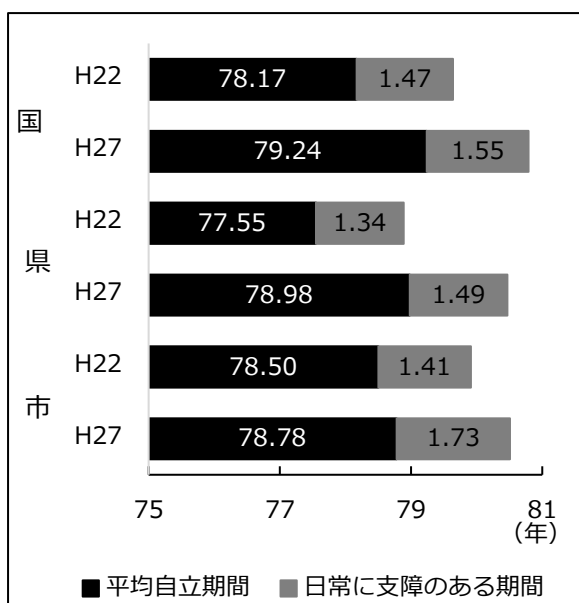


資料：国勢調査

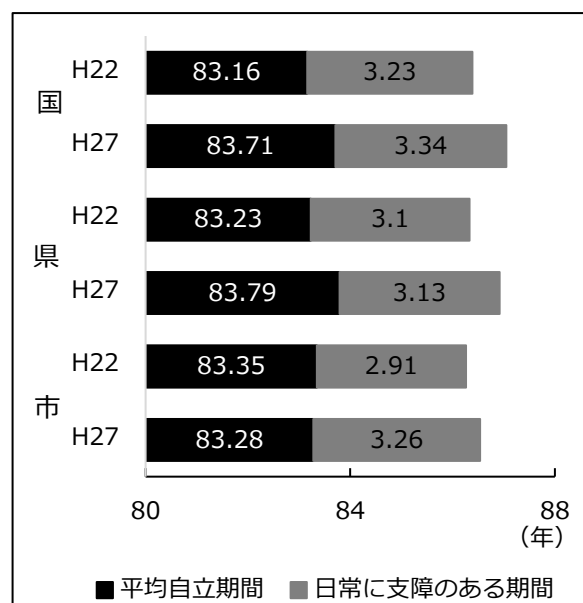
③ 平均自立期間

平成27年の※平均自立期間は、男性では、平成22年より0.28年伸びましたが、女性では、0.07年短くなっており、全国や県の伸び率と比べ、低い状況です。

図表 平均自立期間（男性）



図表 平均自立期間（女性）



資料：健康ながさき21（第2次中間評価）

※については用語集（72ページ）に記載しています。

第2節 食育に関する現状

本計画の策定にあたり、市民の食育に関する意識や食生活の状況を把握するために、15歳から84歳までの市民4,000人及び小学5年生と中学2年生を対象に食育に関する意識調査を行いました。また、関係機関等へ食育推進の状況について調査を行い、調査の結果から食育の取り組みの現状についてまとめました。

また、国や県が公表している統計結果および平成26年に実施した食育に関する意識調査等と比較し、分析を行いました。

〈調査概要〉

1 市民

- ① 調査実施期間 令和元年5月20日～令和元年5月31日
- ② 調査対象者 15歳～84歳の市民4,000人（無作為抽出）
- ③ 回収数 1,296人
- ④ 回収率 32.4%

性別 年代	男性			女性			性別不明
	配布数	回収数	回収率(%)	配布数	回収数	回収率(%)	回収数
10代	101	22	21.8	97	23	23.7	0
20代	188	31	16.5	188	41	21.8	2
30代	254	48	18.9	236	88	37.3	0
40代	303	64	21.1	275	93	33.8	6
50代	324	67	20.7	363	150	41.3	5
60代	375	121	32.3	393	153	38.9	3
70代	295	101	34.2	382	162	42.4	14
80代	95	27	28.4	131	51	38.9	3
年齢不明	—	2	—	—	1	—	18
合計	1,935	483	25.0	2,065	762	36.9	51

2 小学5年生及び中学2年生

- ① 調査実施期間 令和元年6月10日～令和元年6月24日
- ② 調査対象者 小学5年生及び中学2年生725人
- ③ 回収数 718人
- ④ 回収率 99.0%

3 学校・保育所・認定こども園の食育の推進に関する状況調査

- ① 調査実施期間 令和元年6月10日～令和元年6月28日
- ② 調査対象 市内小中学校14校、市内保育所・認定こども園27園
- ③ 回収率 100%

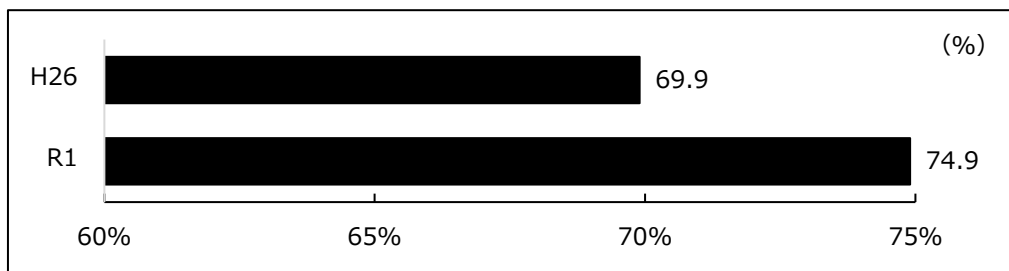
1 食育への関心や取り組みの現状

食育を市民運動として展開させるためには、地域・学校・行政・その他の関係機関が連携し、食育に関する取り組みを展開していく必要があります。市民の食育への関心などについて現状をまとめました。

(1) 食育への関心の状況

食育に関心がある人は、74.9%で目標値（90%以上）には届きませんでした。平成26年の69.9%より5.0ポイント増加していました。

図表 食育への関心の状況

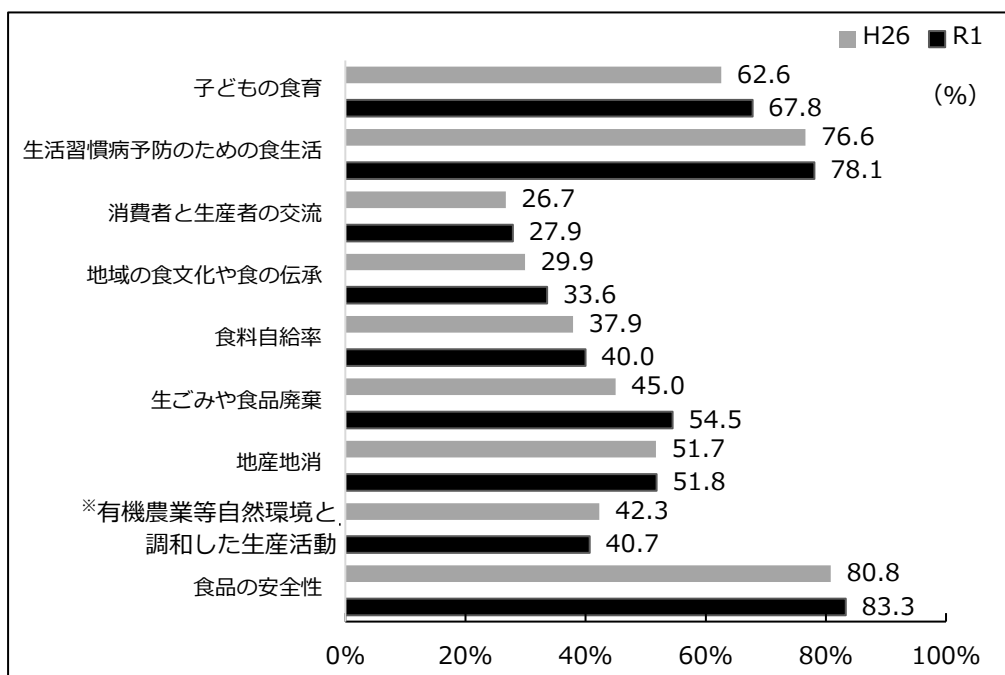


資料：食育に関する意識調査

(2) 食育の取り組みへの関心の状況

食育の取り組みへの関心は、9項目のうち8項目で平成26年より増加していました。「食品の安全性」の関心が最も多く83.3%でした。一方、「※有機農業等自然環境と調和した生産活動」は40.7%で平成26年の42.3%より1.6ポイント減少していました。

図表 食育の取り組みへの関心の状況



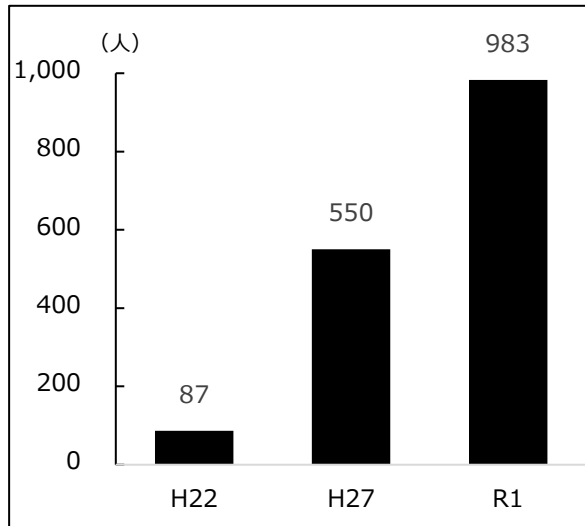
資料：食育に関する意識調査

※については用語集（72ページ）に記載しています。

(3) 食育に関わるボランティアの状況

食育に関わるボランティアの人数は食育推進計画策定時（平成22年）から10倍以上に増え、目標の800人以上を達成しました。

図表 食育に関わるボランティア数



資料：食育ボランティア数の把握調査(県)

ボランティアの団体数

【平成22年】

※食生活改善推進員協議会

【平成27年】

食生活改善推進員協議会

婦人会連絡協議会

【令和元年】

食生活改善推進員協議会

婦人会連絡協議会

母子寡婦福祉会

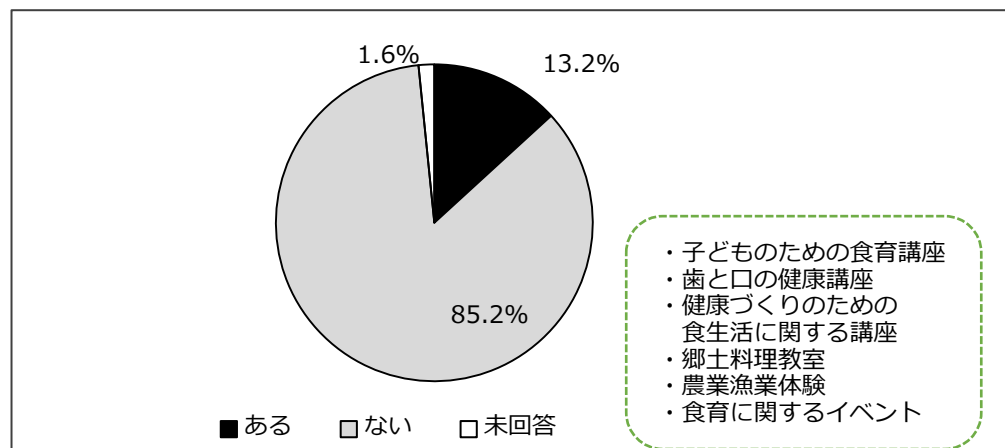
民生委員児童委員協議会

※については用語集（71ページ）に記載しています。

(4) 食育の取り組み活動への参加状況

食育の取り組み活動への参加状況については、本市で実施する子どものための食育講座や健康づくりのための食生活に関する講座、地域等で開催される講座やイベントに参加したことがある人は、13.2%でやや少ない状況でした。

図表 食育の取り組み活動への参加状況



資料：食育に関する意識調査

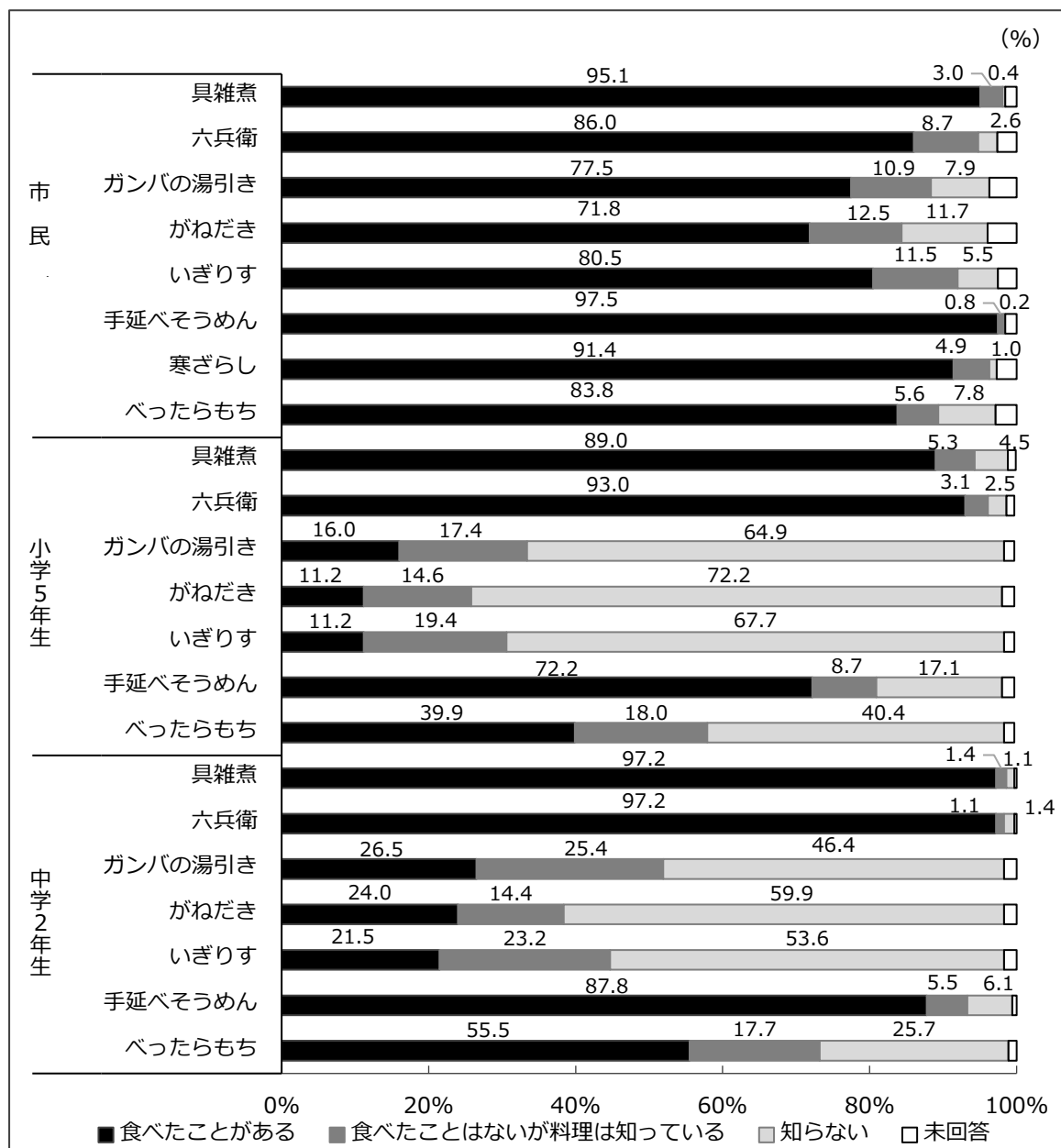
2 郷土料理や地域の食文化の継承に関する現状

郷土料理や地域の食文化を継承していくためには、家庭での実践のほか地域等での継承の取り組みが必要となります。郷土料理の食経験や取り組みの状況について現状をまとめました。

(1) 郷土料理の食経験の状況

食経験が多い郷土料理は、市民は「手延べそうめん」「具雑煮」、小学5年生・中学2年生では「六兵衛」「具雑煮」でした。一方少ない郷土料理は、小学5年生、中学2年生で「がねだき」「ガンバの湯引き」「いぎりす」でした。郷土料理によって食経験には差がありました。

図表 郷土料理の食経験

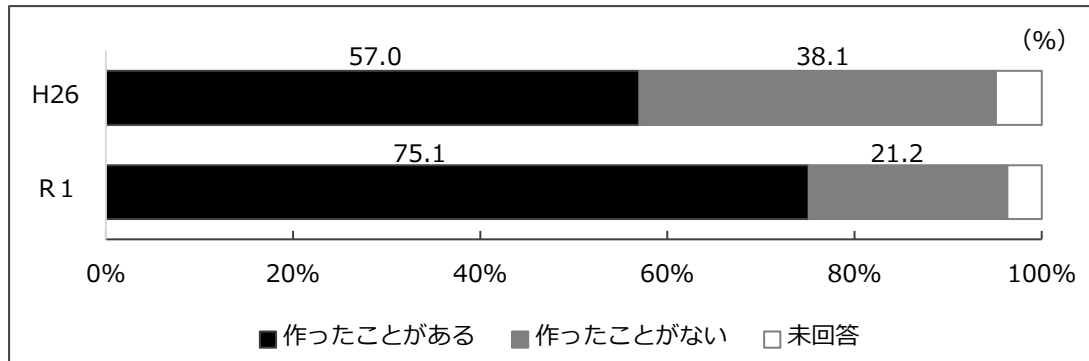


資料：食育に関する意識調査

(2) 家庭での郷土料理の実践状況

家庭で郷土料理を作ったことがある人は、75.1%で平成26年の57.0%から18.1ポイント増加し、郷土料理を作る人が増えていました。

図表 家庭での郷土料理の実践状況



資料：食育に関する意識調査

(3) 学校や保育所等における郷土料理の継承に関する取り組みの状況

すべての学校や保育所・認定こども園で給食に郷土料理が提供されていました。箸の持ち方などの食文化のマナー指導もほとんどの学校や保育所・認定こども園で実施されていました。ふれあい給食やふれあい餅つきなどの地域間交流は、78.0%実施されていました。

図表 学校や保育所等における郷土料理の継承に関する取り組みの状況

取り組み	実施割合 (%) (令和元年)
給食での郷土料理の提供	100
箸の持ち方指導など食文化やマナーの指導	97.6
ふれあい給食やふれあい餅つきによる地域間交流	78.0

資料：学校・保育所・認定こども園の食育の推進に関する状況調査

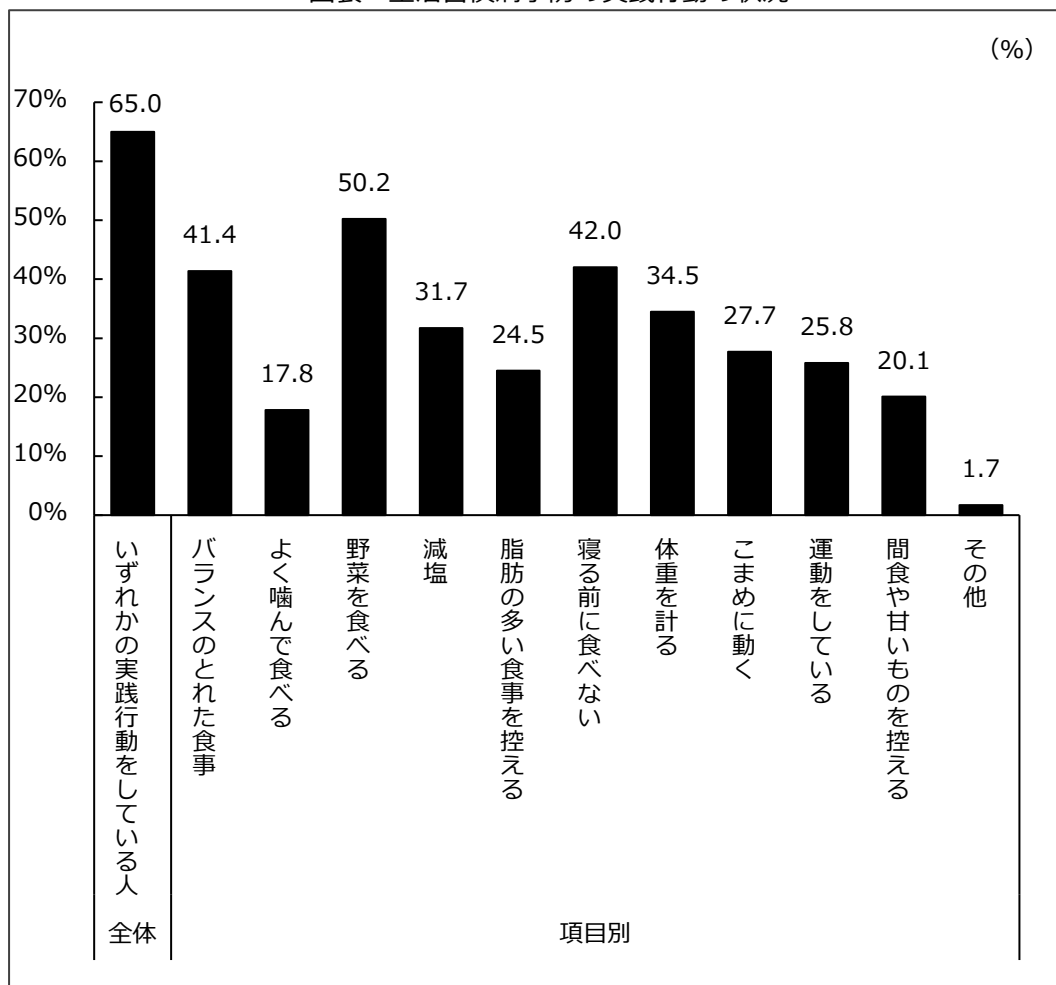
3 生活習慣病予防のための食育の現状

生活習慣病を予防することは、健康寿命の延伸にもつながります。生活習慣病を予防する取り組みや食生活の状況に加え、特定健診の結果や生活習慣病での病院への受診状況について現状をまとめました。

(1) 生活習慣病予防の実践行動の状況

生活習慣病予防のためにいずれかの行動をしている人は65.0%でした。「野菜を食べる」は50.2%の人が取り組んでおり、最も多くの人実践していました。また、「よく噛んで食べる」は17.8%で実践している人が最も少なく、次いで、「間食や甘いものを控える」が20.1%でした。

図表 生活習慣病予防の実践行動の状況



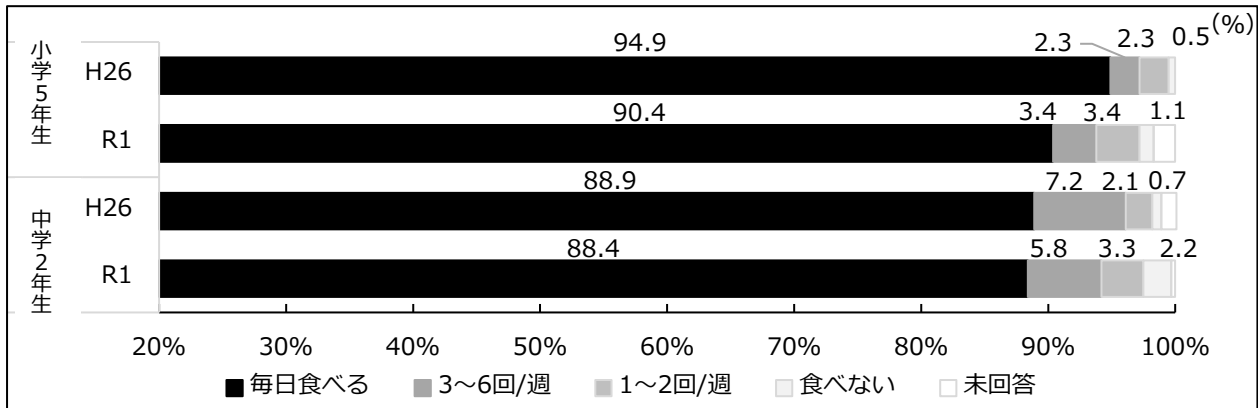
資料：食育に関する意識調査

(2) 生活習慣病予防につながる食生活の状況

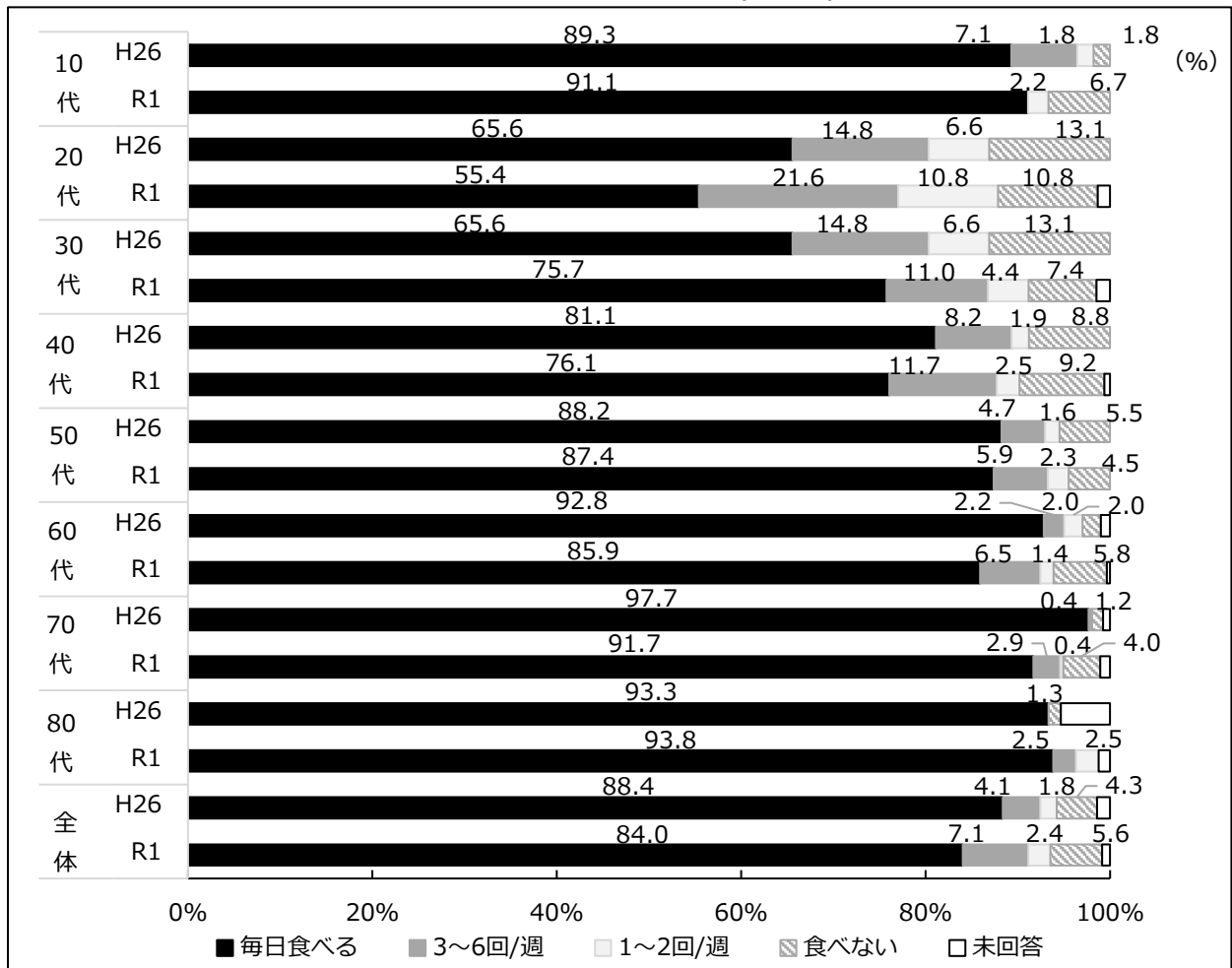
① 朝食摂取の状況

「朝食を毎日食べる」人は、市民で 84.0%、小学 5 年生で 90.4%、中学 2 年生で 88.4% であり、平成 26 年と比較して減少していました。年齢別でみると、20 代及び 40 代から 70 代で減少していました。

図表 小学 5 年生及び中学 2 年生の朝食摂取の状況



図表 市民の朝食摂取の状況(年代別)

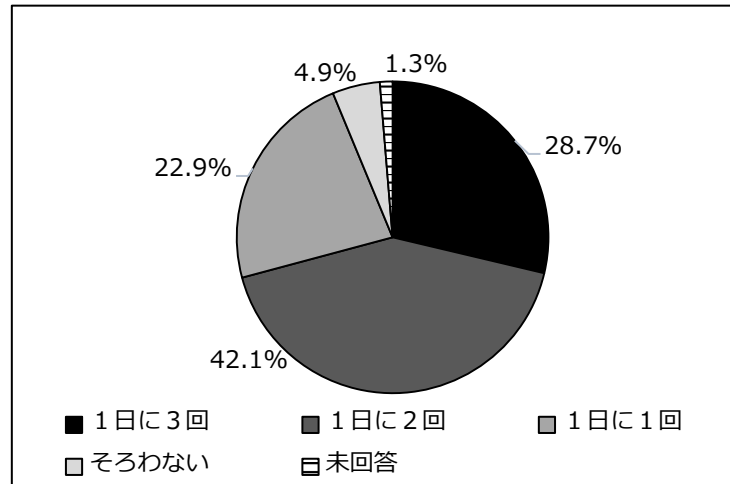


資料：食育に関する意識調査

② 食事のバランスに関する状況

「主食・主菜・副菜」のそろった食事を1日に2回以上そろえている人は、70.8%と多くの人がバランスの良い食事が実践できていました。

図表 主食・主菜・副菜のそろった食事の回数



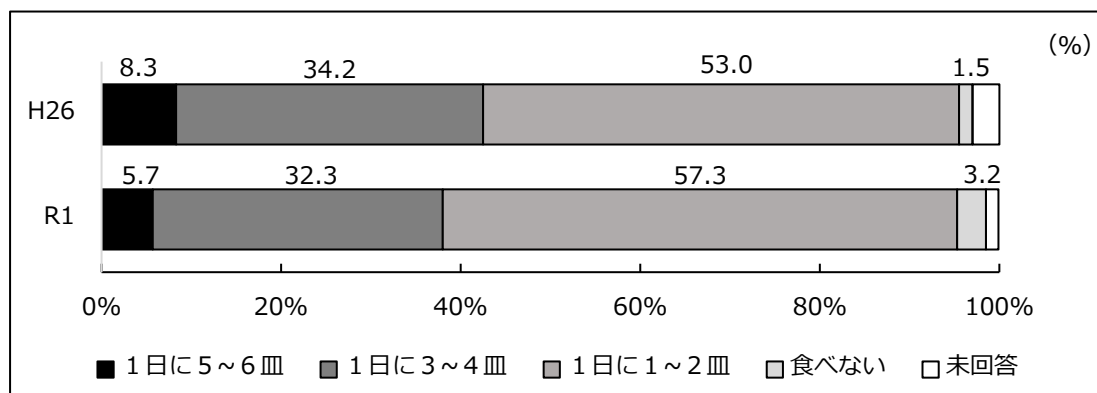
資料：食育に関する意識調査

③ 野菜摂取の状況

国が摂取目標とする1日350g以上の野菜の目安量である「1日に5～6皿の野菜料理の摂取」ができている人は5.7%で、平成26年より2.6ポイント減少していました。

また、「野菜を食べない」人が3.2%で、平成26年より1.7ポイント増加しており、野菜の摂取量が不足している人が増加していました。

図表 野菜摂取の状況（1日の野菜料理の皿数）



資料：食育に関する意識調査

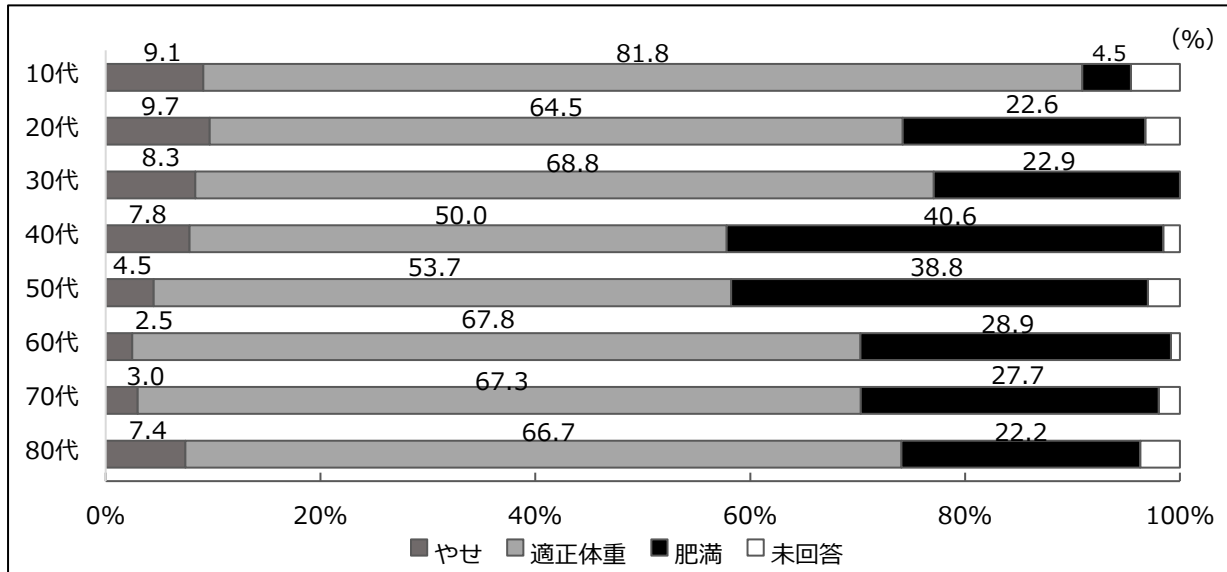
(3) 生活習慣病と関連する健康状態に関する現状

① 体格の状況

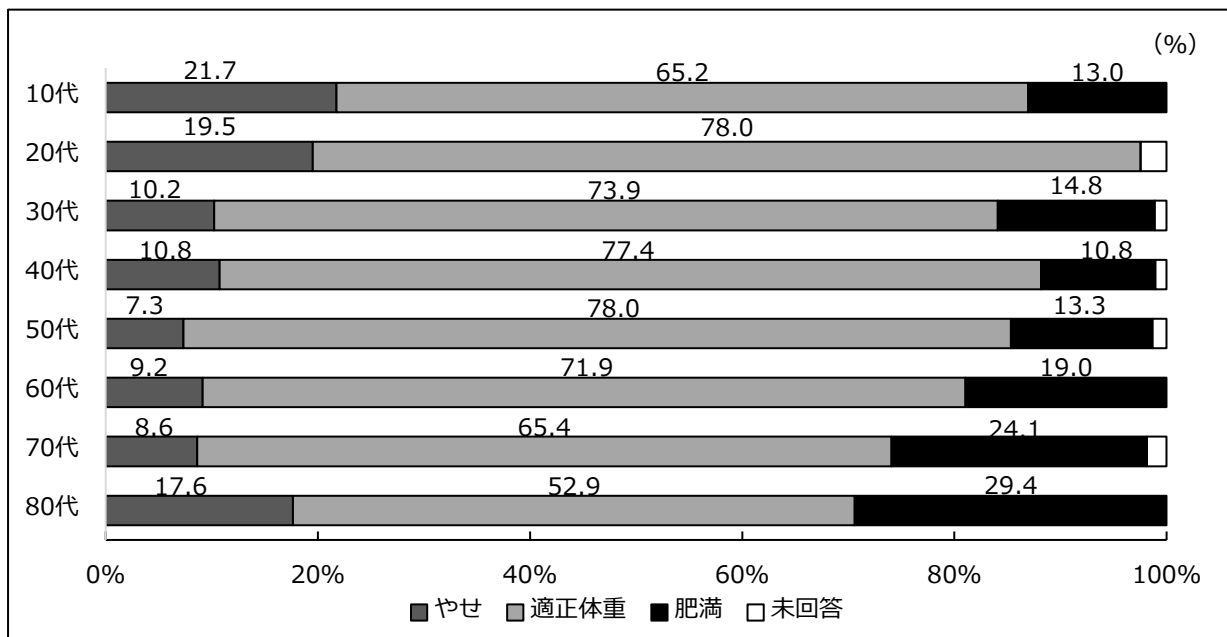
男性は、20代以降で肥満の割合が20%を超えており多い状況でした。特に40代では、約4割が肥満の状態です。女性は、50代以降で加齢とともに肥満の割合が増加傾向にありました。また、女性の60代以降は、「やせ」または「肥満」の割合が多い状況であり、「※適正体重」の割合が減少していました。

※については用語集（71ページ）に記載しています。

図表 年代別体格の状況（男性）



図表 年代別体格の状況（女性）



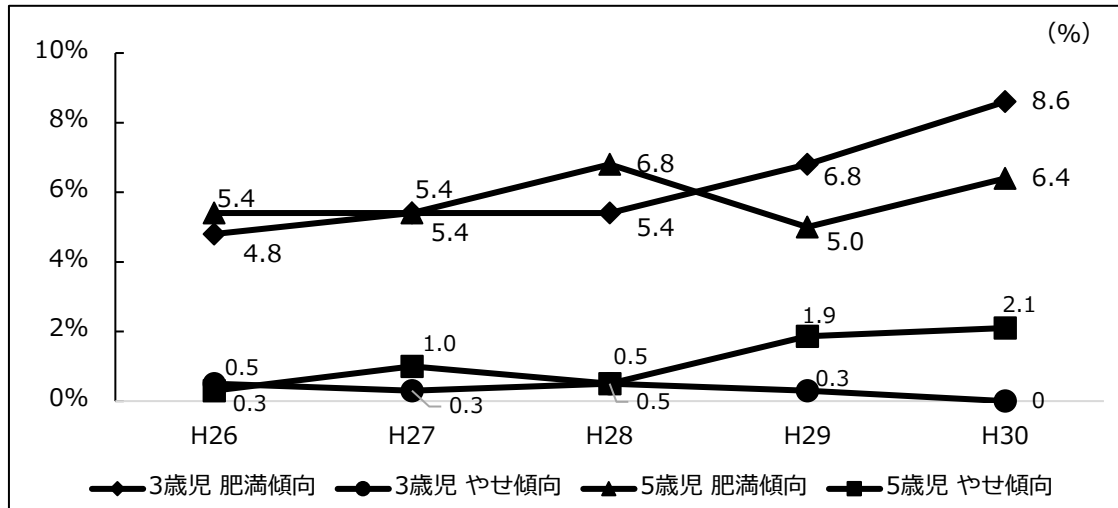
資料：食育に関する意識調査

② 乳幼児期の肥満傾向とやせ傾向の状況

3歳児健診における肥満傾向の割合は増加しており、やせ傾向の割合は変化がありませんでした。

5歳児健診における肥満傾向の割合は変化がなく、やせ傾向の割合が増加していました。

図表 3歳児健診及び5歳児健診における肥満傾向及びやせ傾向の割合



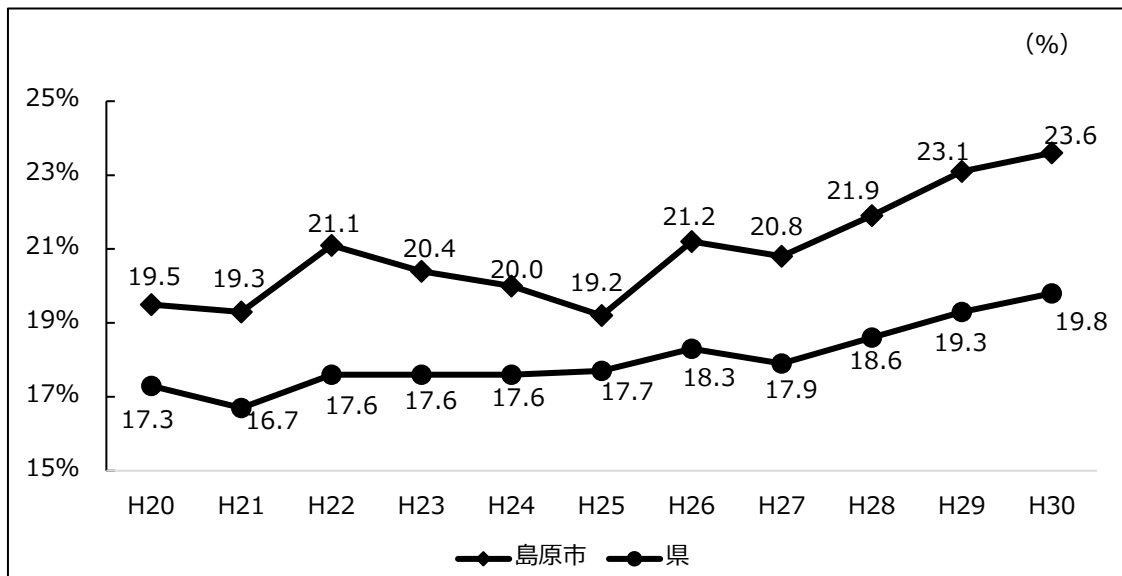
資料：島原市乳幼児健診結果

③ メタボリックシンドロームの状況

40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象とした※特定健診の結果における※メタボリックシンドローム該当者の割合は、年次推移で増加傾向にあり、県平均と比較しても多い状況にありました。

※については用語集（71・72ページ）に記載しています。

図表 メタボリックシンドロームの状況



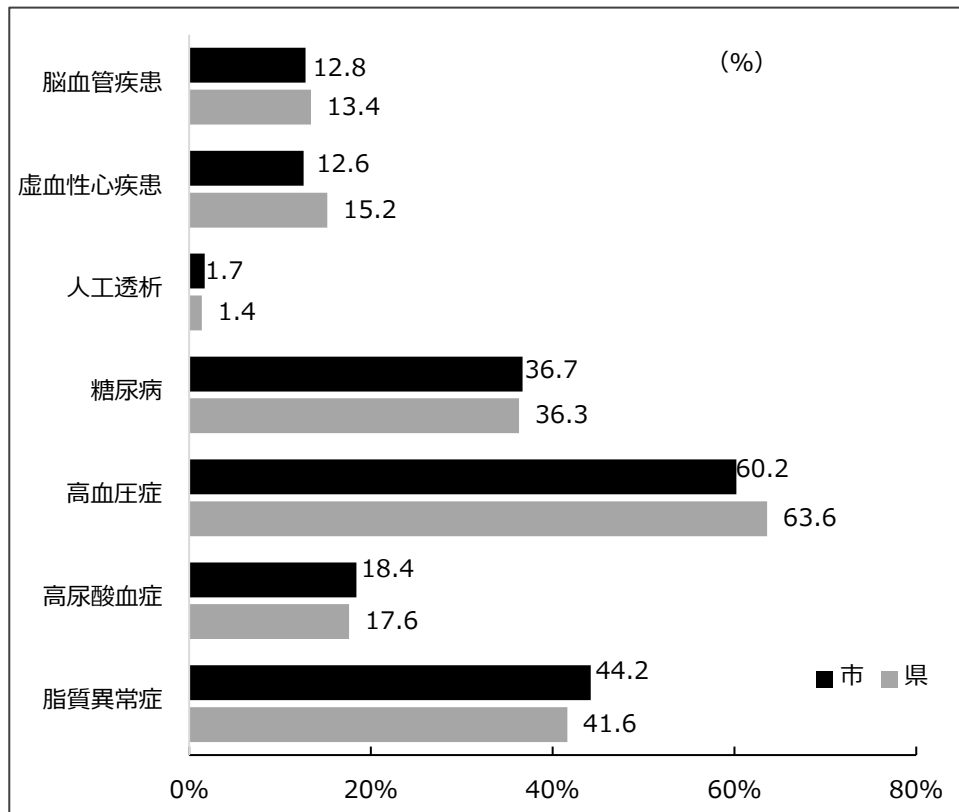
資料：国保データベースシステム（KDB）

④ 生活習慣病による病院への受診状況

平成30年5月における国民健康保険加入者の生活習慣病による病院受診状況は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の順に多い状況でした。

また、県と比較すると、高尿酸血症、人工透析などが多い状況でした。

図表 生活習慣病による病院への受診状況



資料：国保データベースシステム（KDB）

⑤ 国民健康保険診療報酬情報による疾病件数

国民健康保険診療報酬情報によると、45歳～59歳は、「高血圧性疾患」で病院を受診している件数が2位であり、60歳以降では1位となっています。また、糖尿病の件数も55歳以降で3位となっており、生活習慣病で病院を受診している人が多い状況です。

また、「歯肉炎及び歯周疾患」は、20歳～59歳で1位であり、60歳以上でも2位となっています。

図表 国民健康保険診療報酬情報による疾病件数（平成30年5月診療分）

単位：件

順位 年齢	1位	2位	3位
20～24歳	歯肉炎及び歯周疾患 13	その他の消化器系疾患 9	屈折及び調節の障害 8
25～29歳	歯肉炎及び歯周疾患 19	皮膚炎及び湿疹 10	乳房およびその他女性生殖器の疾患 8
30～34歳	歯肉炎及び歯周疾患 39	皮膚炎及び湿疹 13	その他の皮膚及び皮下組織の疾患 12
35～39歳	歯肉炎及び歯周疾患 46	統合失調症、統合失調症型障害及びせん妄性障害 12	皮膚炎及び湿疹 11
40～44歳	歯肉炎及び歯周疾患 54	統合失調症、統合失調症型障害及びせん妄性障害 25	皮膚炎及び湿疹 16
45～49歳	歯肉炎及び歯周疾患 67	高血圧性疾患 31	統合失調症、統合失調症型障害及びせん妄性障害 29
50～54歳	歯肉炎及び歯周疾患 81	高血圧性疾患 65	統合失調症、統合失調症型障害及びせん妄性障害 32
55～59歳	歯肉炎及び歯周疾患 119	高血圧性疾患 113	糖尿病 54
60～64歳	高血圧性疾患 307	歯肉炎及び歯周疾患 228	糖尿病 105
65～69歳	高血圧性疾患 597	歯肉炎及び歯周疾患 406	糖尿病 179
70～74歳	高血圧性疾患 631	歯肉炎及び歯周疾患 372	糖尿病 188

資料：国民健康保険の疾病分類統計

4 ライフステージ別の栄養・食生活の現状

ライフステージを「妊娠期」「乳幼児期」「学童期」「青年期」「壮年期」「中年期」「高齢期」の7つに区分し、ライフステージ別の栄養・食生活に関する現状についてまとめました。

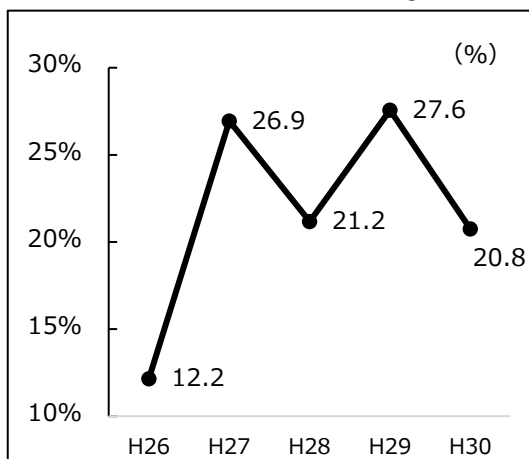
(1) ライフステージ別の状況

① 妊娠期

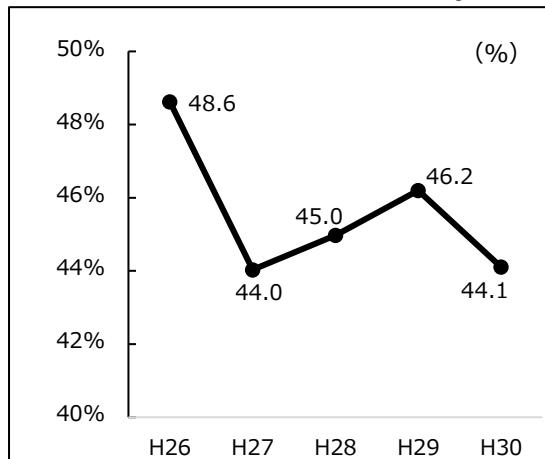
妊娠期は、身体の変化に伴って、バランスのとれた食事の実践により適切な体重増加を保つことが、妊婦の健康及び胎児の発育にとって大切です。妊娠期の健康状態について「妊娠中の体重の増加量」「高血圧」「貧血」「高血糖」の状況をまとめました。

島原市の妊婦一般健康診査の結果によると、妊娠中の体重増加については、12 kg以上体重が増加した人は20.8%で5人に1人という状況でした。貧血については、44.1%で約2人に1人という状況でした。また、高血圧については、7.8%で増加傾向であり、血糖値が高い人については19.6%で5人に1人という状況でした。

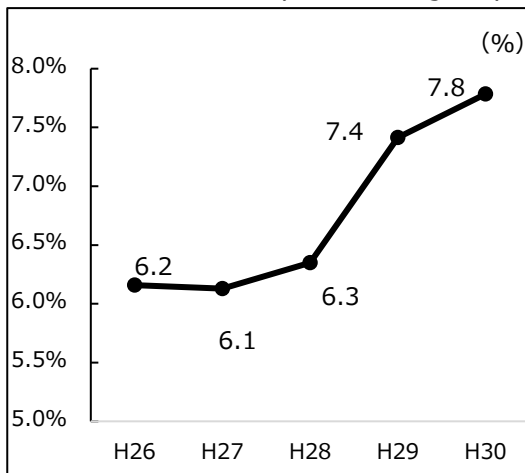
図表 妊娠中の体重増加（12 kg以上）



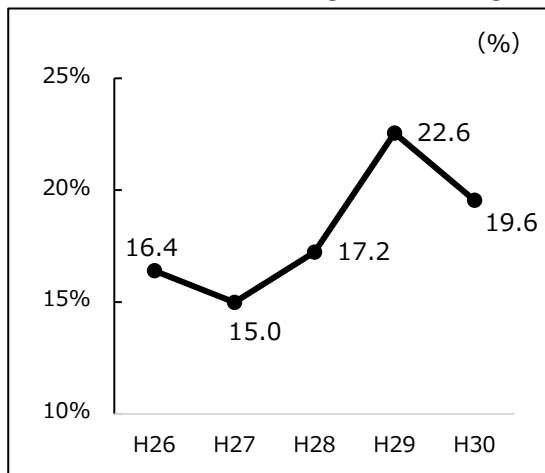
図表 貧血の状況（※ヘモグロビン 11 mg/dl 未満）



図表 高血圧の状況(140/90mmHg 以上)



図表 高血糖の状況（※50gOGTT 140mg/dl 以上）



資料：島原市妊婦一般健康診査結果

※については用語集（70・72ページ）に記載しています。

② 乳幼児期・学童期

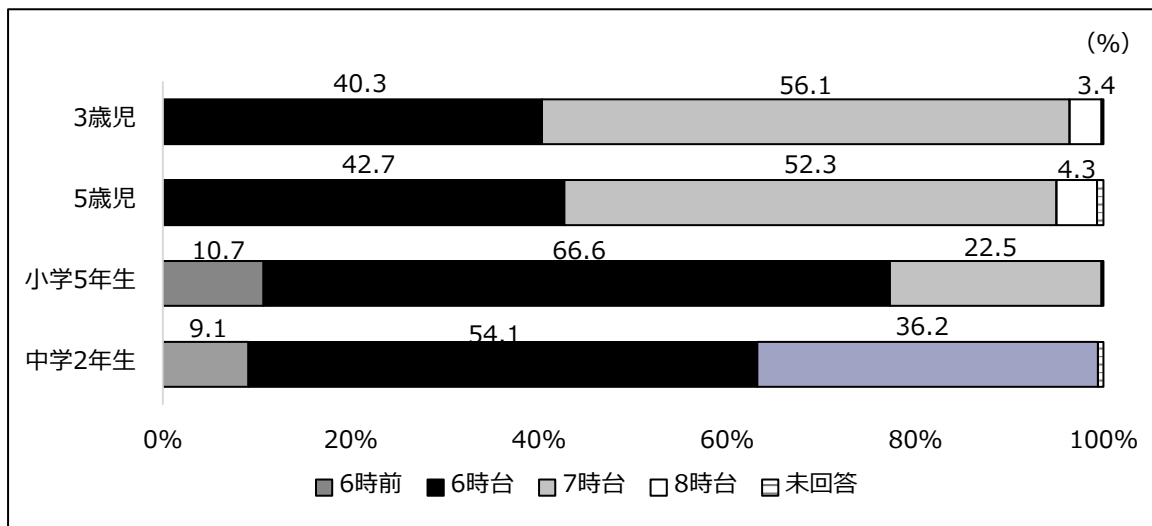
乳幼児期・学童期は成長期であり、健やかな成長を促すためには、食事を含む生活習慣の確立が必要です。「早寝早起き朝ごはん」の生活リズム確立のため、子どもの起床時間と就寝時間について現状をまとめました。また、むし歯は食事のとり方に影響を与えることから子どもの口腔の状態についても現状をまとめました。

②－1 起床時間と就寝時間

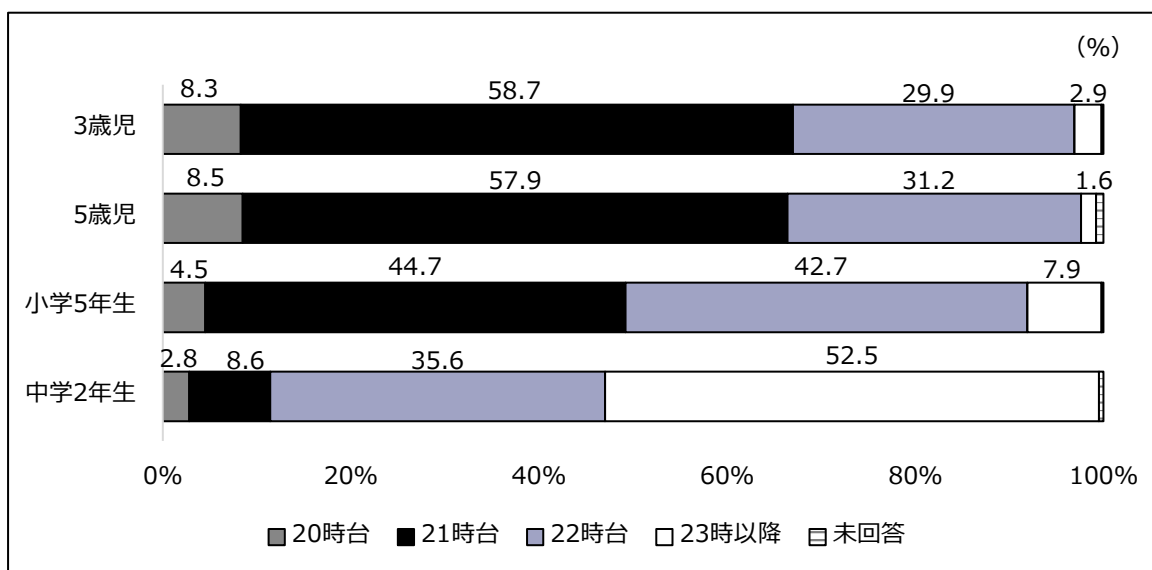
平成30年度の乳幼児健診結果によると、起床時間は、3歳児の56.1%、5歳児の52.3%が7時台で最も多い状況でした。就寝時間は、3歳児の32.8%、5歳児の32.8%が22時以降に就寝しており3人に1人が22時以降に就寝していました。

食育に関する意識調査によると、起床時間は、小学生の66.6%、中学生の54.1%が6時台で最も多い状況でした。就寝時間は、小学生の50.6%が22時以降に就寝しており、中学生の88.1%が22時以降で、23時以降に寝る人が半数を超えていました。

図表 起床時間



図表 就寝時間

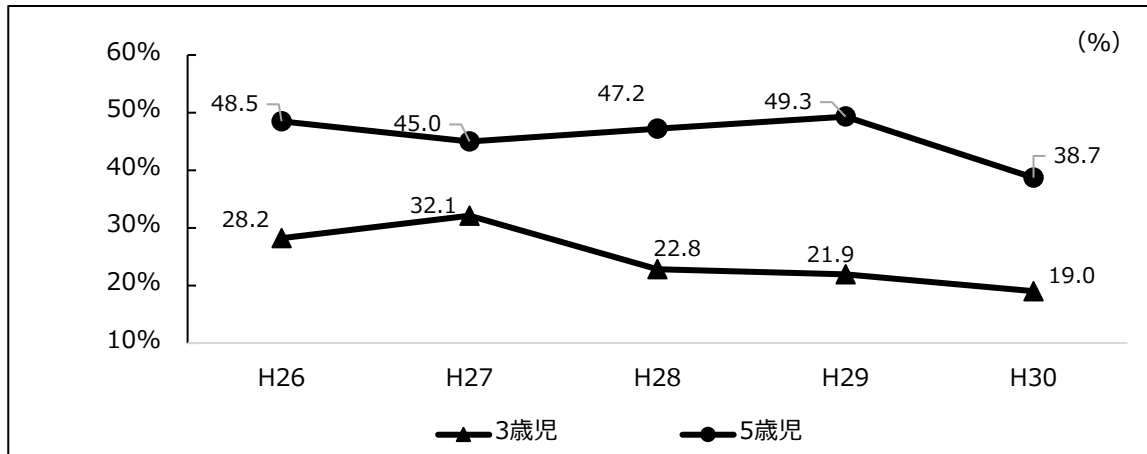


資料：島原市乳幼児健診結果及び食育に関する意識調査

②－2 口腔の状況

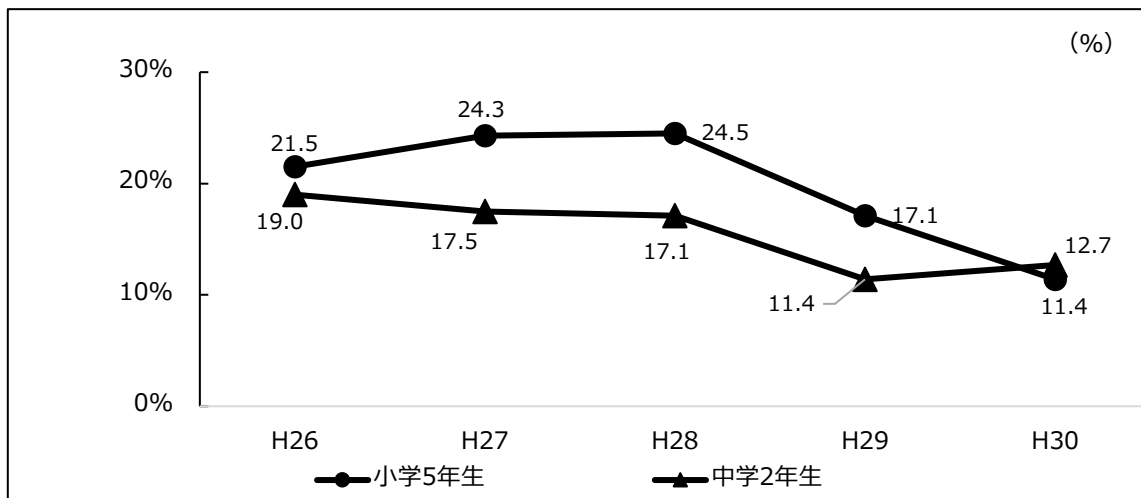
むし歯の状況は、平成30年度の乳幼児健診結果によると3歳児で19.0%、5歳児で38.7%であり、幼児のむし歯の状況は減少傾向でした。小中学生では、平成30年度の学校保健統計によると未処置歯のある小学生は11.4%で減少傾向、中学生は12.7%で増加傾向でした。

図表 3歳児健診及び5歳児健診におけるむし歯の状況



資料：島原市乳幼児健診結果

図表 小学5年生及び中学2年生の未処置歯の状況



資料：学校保健統計

③ 青年期～高齢期

青年期～高齢期は、食育に関する意識調査の結果から、「食育への関心」など7つの項目について、ライフステージ別の状況を比較しました。

食育への関心 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライフステージ</th> <th>食育への関心 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>60.3</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>76.7</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>74.7</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>76.6</td> </tr> </tbody> </table>	ライフステージ	食育への関心 (%)	青年期	60.3	壮年期	76.7	中年期	74.7	高齢期	76.6	食育への関心は、青年期で60.3%と最も少なく、壮年期から高齢期で75%程度で関心が高い状況でした。
ライフステージ	食育への関心 (%)										
青年期	60.3										
壮年期	76.7										
中年期	74.7										
高齢期	76.6										
食育活動への参加 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライフステージ</th> <th>食育活動への参加 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>12.9</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table>	ライフステージ	食育活動への参加 (%)	青年期	9.6	壮年期	15.0	中年期	12.9	高齢期	12.7	食育活動への参加は、壮年期で15.0%と最も多く、青年期で9.6%と最も少ない状況でした。
ライフステージ	食育活動への参加 (%)										
青年期	9.6										
壮年期	15.0										
中年期	12.9										
高齢期	12.7										
生活習慣病予防のための行動の実践 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライフステージ</th> <th>生活習慣病予防のための行動の実践 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>49.3</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>62.1</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>67.2</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>79.0</td> </tr> </tbody> </table>	ライフステージ	生活習慣病予防のための行動の実践 (%)	青年期	49.3	壮年期	62.1	中年期	67.2	高齢期	79.0	生活習慣病予防のための行動の実践は、青年期で49.3%と最も少なく、他の世代と比べ10%以上少ない状況でした。高齢期で79.0%と最も多い状況でした。
ライフステージ	生活習慣病予防のための行動の実践 (%)										
青年期	49.3										
壮年期	62.1										
中年期	67.2										
高齢期	79.0										
農林水産体験 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ライフステージ</th> <th>農林水産体験 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>27.6</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>19.8</td> </tr> </tbody> </table>	ライフステージ	農林水産体験 (%)	青年期	27.4	壮年期	26.1	中年期	27.6	高齢期	19.8	農林水産体験は、高齢期で19.8%と最も少なく、青年期から中年期で26%以上と4人に1人が体験している状況でした。
ライフステージ	農林水産体験 (%)										
青年期	27.4										
壮年期	26.1										
中年期	27.6										
高齢期	19.8										

青年期：15～24歳 壮年期：25～44歳 中年期：45～64歳 高齢期：65歳以上

朝食を毎日食べる <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢期</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>71.9</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>84.2</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>90.7</td> </tr> </tbody> </table>	年齢期	割合 (%)	青年期	78.1	壮年期	71.9	中年期	84.2	高齢期	90.7	朝食を毎日食べる人は、高齢期で 90.7%と最も多く、壮年期で 71.9%と最も少ない状況でした。
年齢期	割合 (%)										
青年期	78.1										
壮年期	71.9										
中年期	84.2										
高齢期	90.7										
1日に2回以上「主食・主菜・副菜」をそろえた食事 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢期</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>75.3</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>64.4</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>71.0</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>74.3</td> </tr> </tbody> </table>	年齢期	割合 (%)	青年期	75.3	壮年期	64.4	中年期	71.0	高齢期	74.3	1日に2回以上「主食・主菜・副菜」をそろえた食事をする人は、青年期で 75.3%と最も多く、壮年期で 64.4%と最も少ない状況でした。
年齢期	割合 (%)										
青年期	75.3										
壮年期	64.4										
中年期	71.0										
高齢期	74.3										
野菜摂取 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢期</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年期</td> <td>95.9</td> </tr> <tr> <td>壮年期</td> <td>96.4</td> </tr> <tr> <td>中年期</td> <td>96.6</td> </tr> <tr> <td>高齢期</td> <td>97.2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢期	割合 (%)	青年期	95.9	壮年期	96.4	中年期	96.6	高齢期	97.2	野菜摂取は、世代が上がるごとに食べる人の割合が多くなっており、高齢期は 97.2%でした。
年齢期	割合 (%)										
青年期	95.9										
壮年期	96.4										
中年期	96.6										
高齢期	97.2										
青年期：15～24 歳 壮年期：25～44 歳 中年期：45～64 歳 高齢期：65 歳以上											

資料：食育に関する意識調査

5 食育体験活動に関する現状

食育体験活動を通して食べ物に対する感謝の気持ちを育むことが大切です。食育の体験活動として、野菜の栽培体験と料理体験について取り組みの状況をまとめました。

(1) 食育体験活動

① 野菜等栽培体験の実施状況

野菜等栽培体験は、保育所・認定こども園・小中学校全体で 83.0%実施されていました。

図表 野菜等栽培体験の実施状況

調査機関等	調査数	※教育ファーム		教育ファーム以外		合計	
	件数	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
保育所・認定こども園	27	23	85.2	3	11.1	26	96.3
小中学校	14	7	50.0	1	7.1	8	57.1
全体	41	30	73.2	4	9.8	34	83.0

資料：保育所・認定こども園・学校の食育の推進に関する状況調査

※については用語集（70 ページ）に記載しています。

② 親子料理教室等体験活動の実施状況

親子料理教室等体験活動は、保育所・認定こども園・小中学校全体で 85.4%実施されていました。

また、食生活改善推進員が小中学校や公民館で食育教室や親子料理教室を開催しています。

図表 親子料理教室等体験活動の実施状況

親子料理教室等体験活動	実施割合	
	件数	割合 (%)
保育所・認定こども園	25	92.6
小中学校	10	71.4
全体	36	85.4

資料：保育所・認定こども園・学校の食育の推進に関する状況調査



提供：食生活改善推進員協議会

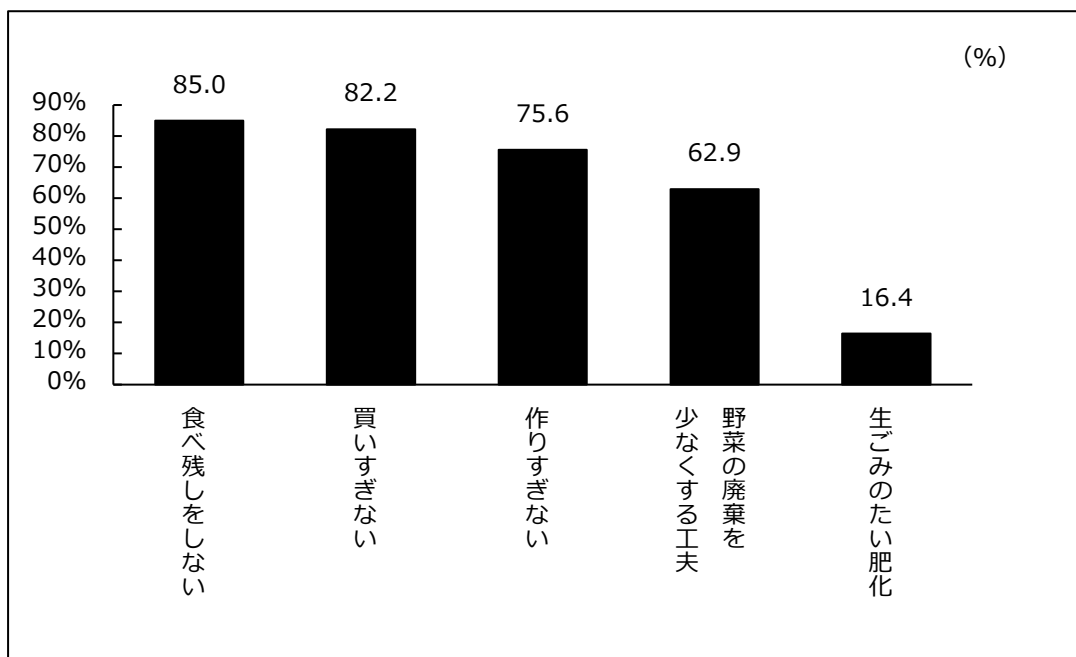
6 食品ロスに関する現状

令和元年5月に「食品ロス削減推進法」が制定され、食品ロスを削減させる取り組みの実践がもとめられています。食品ロス削減のための取り組みの現状についてまとめました。

(1) 食品ロスに関する取り組みの状況

食品ロス削減に取り組む市民は「食べ残しをしない」が85.0%で最も多い状況です。また、「買いすぎない」、「作りすぎない」の取り組みも多く、一方、「生ごみのたい肥化」に取り組む市民は、16.4%と少ない状況です。

図表 食品ロスに関する取り組みの状況



資料：食育に関する意識調査

(2) 保育所・認定こども園・学校の給食における取り組みの状況

保育園・認定こども園・学校での給食において、残食調査など残食を減らす取り組みは、全体の82.9%で実施されていました。

図表 給食における残食を減らす取り組み

給食における残食を減らす取り組み	実施割合	
	件数	割合 (%)
保育所・認定こども園	21	77.8
小中学校	13	92.9
全体	34	82.9

資料：保育所・認定こども園・学校の食育の推進に関する状況調査

7 食の安全・安心に関する食育の現状

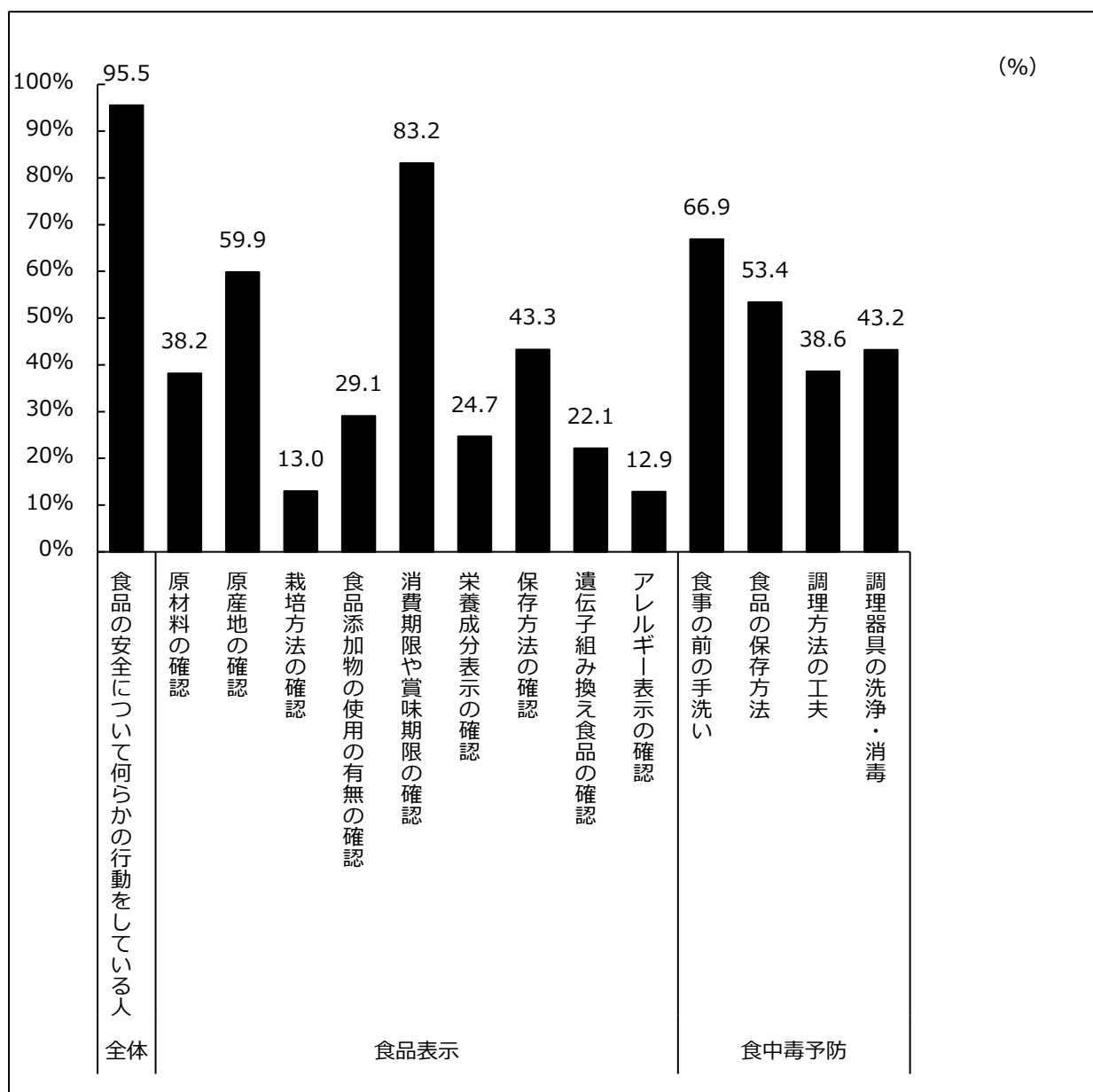
食の安全・安心に関する食育の状況について市民の意識や取り組みの現状についてまとめました。

(1) 食の安全・安心に関する取り組みの状況

食の安全のために次のいずれかの行動を実践している人は、95.5%でした。＊食品表示の確認のうち、「＊消費期限や賞味期限の確認」は83.2%の人が実践していましたが、「アレルギー表示の確認」は12.9%と最も少ない状況です。

食中毒の予防に関しては、「食事の前の手洗い」を66.9%の人が実践していました。

図表 食の安全・安心に関する取り組みの状況



資料：食育に関する意識調査

※については用語集（70・71ページ）に記載しています。

8 地産地消の推進に関する現状

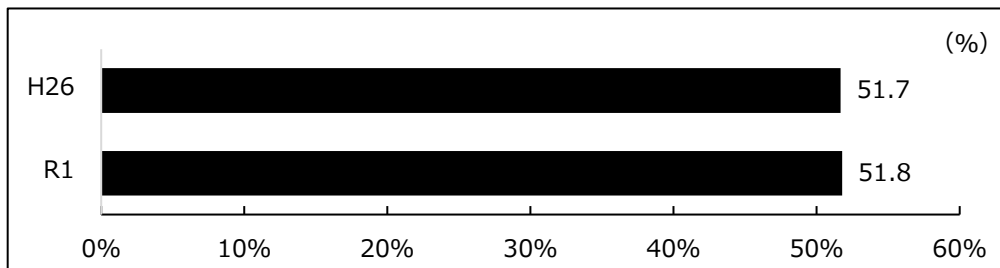
生産者と消費者の交流を通して、地元の食材や産物への理解を促し、地産地消を推進します。地産地消についての市民の意識や取り組みの現状についてまとめました。

(1) 地産地消への関心と取り組みの状況

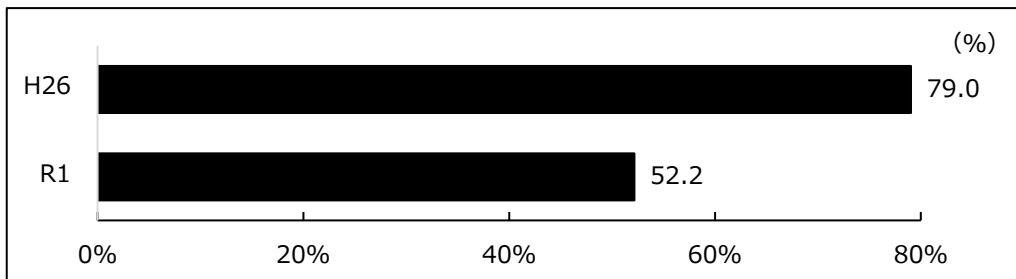
地産地消に関心を持っている人は、51.8%で平成26年とほぼ変化はありませんでした。

また、地産地消の取り組みを実施している人は、52.2%で平成26年より26.8ポイント減少していました。

図表 地産地消への関心の状況



図表 地産地消への取り組みの状況

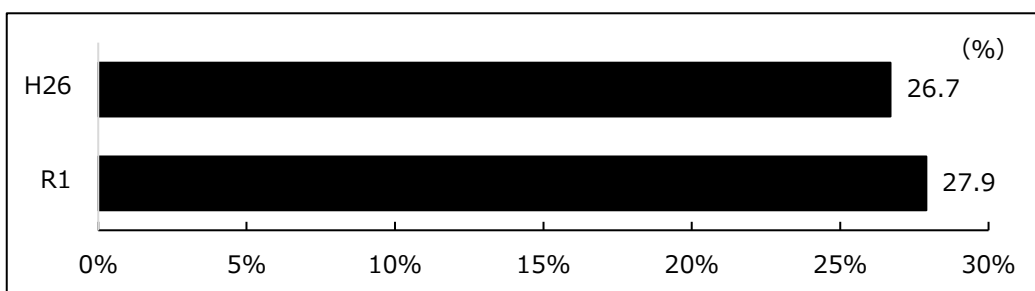


資料：食育に関する意識調査

(2) 生産者と消費者の交流への関心

生産者と消費者の交流に関心のある人は、27.9%で平成26年と比較して1.2ポイント増加していました。

図表 生産者と消費者の交流への関心



資料：食育に関する意識調査

(3) 給食における地産地消の状況

給食における地産地消の取り組みは、すべての保育所・認定こども園・学校で実施されていました。

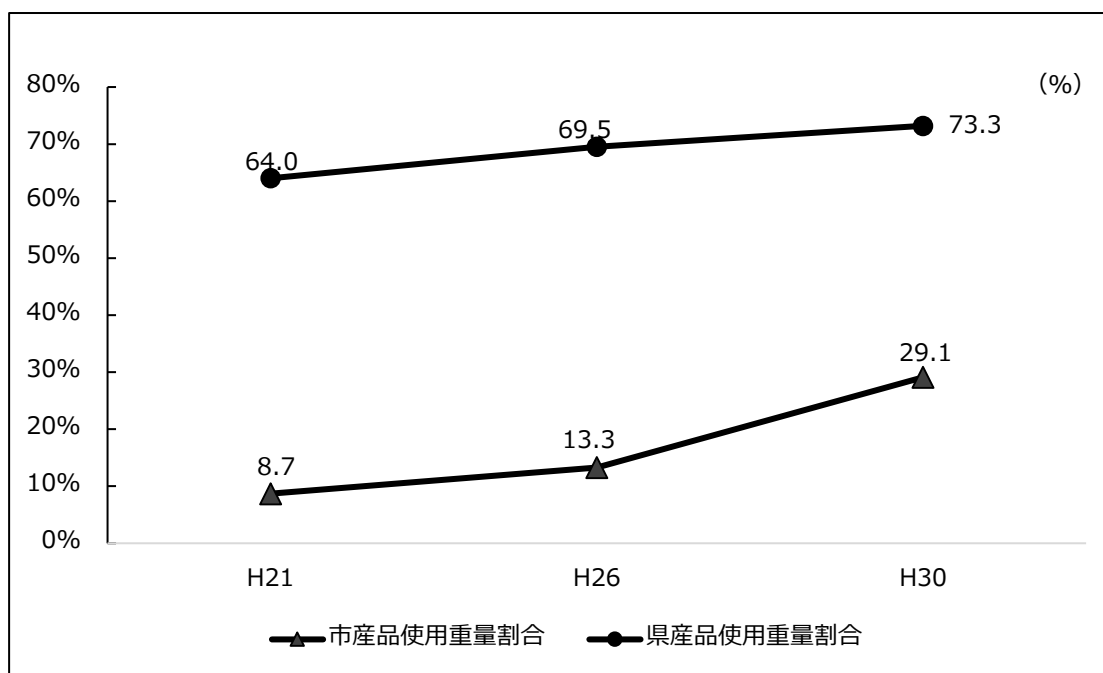
また、学校給食における市産品の使用重量割合は、29.1%で平成26年より15.8ポイント増加し、県産品の使用重量割合は、73.3%で平成26年より3.8ポイント増加しており、給食において地産地消が推進されていました。

図表 給食における地産地消の状況

取り組み	実施割合 (%) (令和元年)
給食で地産地消に取り組んでいる保育所・ 認定こども園・学校	100

資料：保育所・認定こども園・学校の食育の推進に関する状況調査

図表 学校給食における地場産品の使用重量割合の状況



資料：学校給食における地場産物使用状況調査

9 共食に関する現状

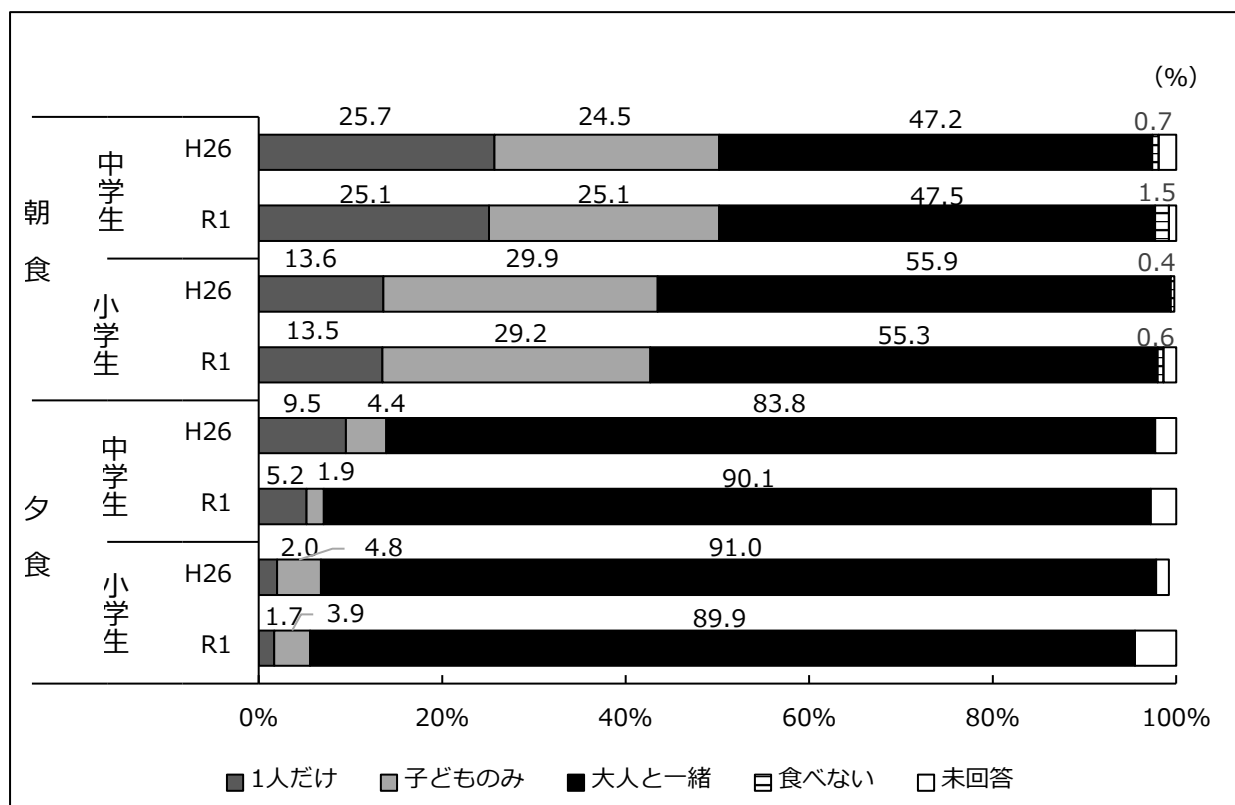
共食により、人とのコミュニケーションを図りながら食事をするこで、こころが満たされ、豊かな人間形成へとつながります。共食の現状についてまとめました。

(1) 子どもの共食の状況

子どもの共食の状況について、朝食を「大人と一緒に食べる」小学生は55.3%、中学生については、47.5%で平成26年と変化がありませんでした。

1週間当たりの共食の回数については、小学生でやや減少していましたが、中学生では増加し、目標の10回以上を達成しました。

図表 小学生及び中学生の朝食と夕食における共食の状況



資料：食育に関する意識調査

図表 1週間当たりの共食の回数

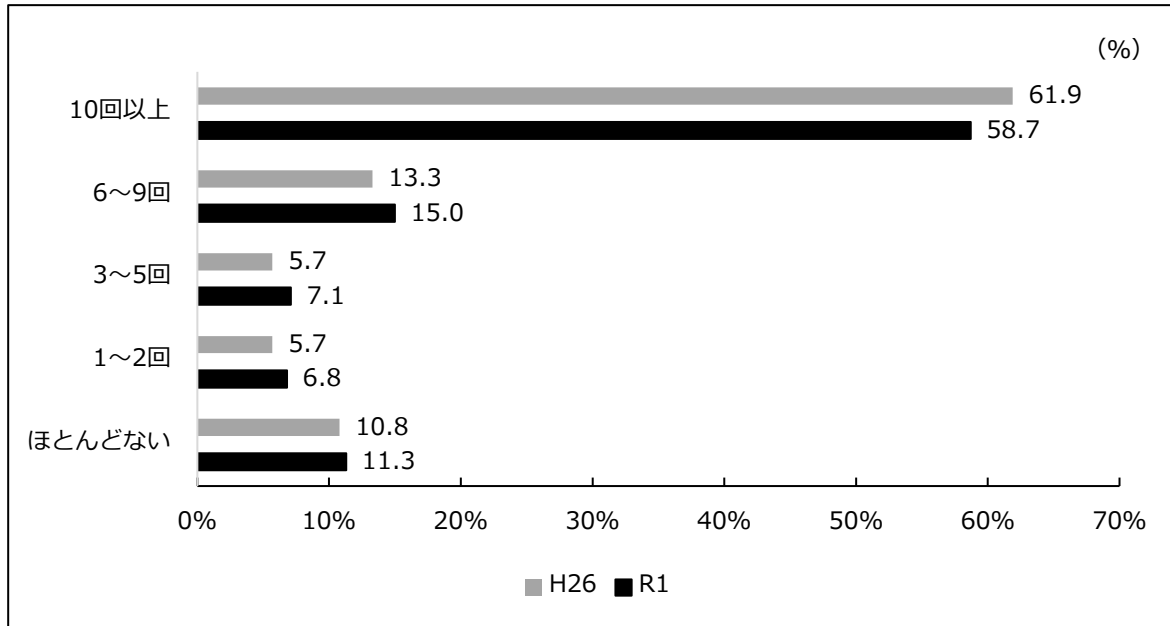
小学生		中学生	
H26	R1	H26	R1
10.9	10.2	9.5	11.0

資料：食育に関する意識調査

(2) 市民の共食の状況

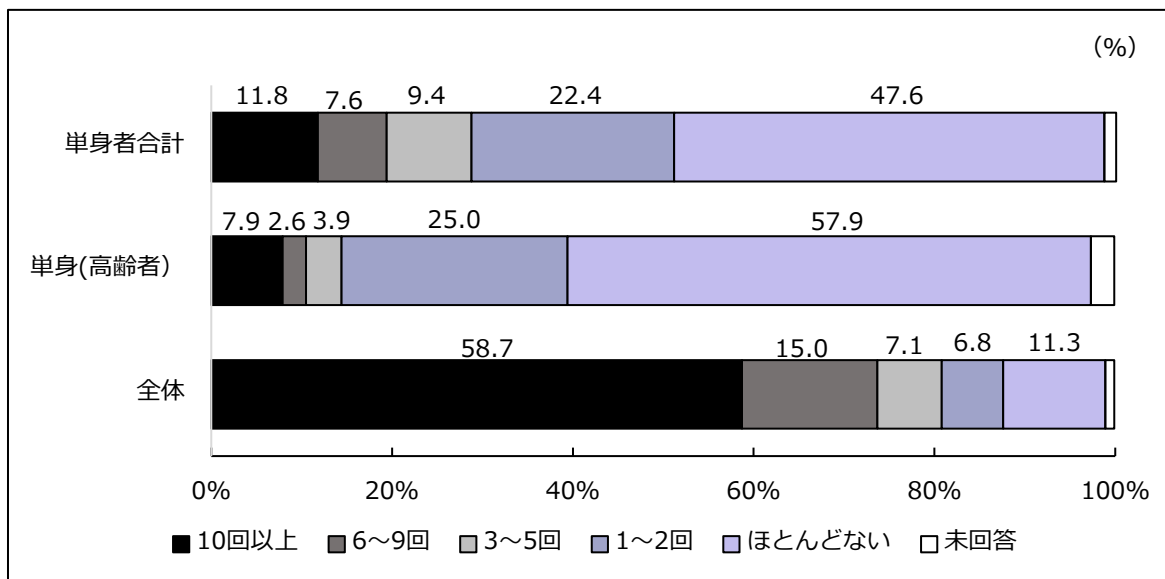
市民の共食の状況については、1週間に10回以上共食機会がある人が減少していました。また、共食の機会が「ほとんどない」人が増えており、共食の機会が減少しているようです。世帯別でみると単身者の共食割合が低く、特に高齢者の単身世帯では、共食の機会が「ほとんどない」人は、57.9%で約6割でした。

図表 市民の共食の状況（1週間当たりの共食回数）



資料：食育に関する意識調査

図表 世帯別共食の状況



資料：食育に関する意識調査

第3節 課題の整理

第2節までの現状及び「第2次島原市食育推進計画」の評価をもとに、本市の食育推進の課題について整理しました。

	現状	課題
食育への関心や取り組みの現状	・食育への関心は74.9%で平成26年より5.0ポイント増加していた ・食育の取り組み活動への参加は13.2%で少ない状況であった ・食育に関わるボランティアの人数は増加した	・食育への関心をさらに高め、食育の取り組みへとつなげることが必要 ・食育ボランティアが連携して取り組めるよう体制整備が必要
郷土料理の継承に関する現状	・食経験について、「手延べそうめん」「具雑煮」は多い、一方で「がねだき」や「ガンバの湯引き」「いぎりす」が少ない ・家庭で郷土料理を作る人は増加していた ・保育所・認定こども園・学校では、給食における郷土料理が提供されていた ・地域間交流は78.0%で実施されていた	・郷土料理への関心を高め、家庭での実践を促すことが必要 ・給食等における郷土料理の提供を継続し、子どもたちが郷土料理に触れる機会の提供が必要 ・ふれあい餅つきなどの地域の食文化を伝えるため地域間交流を促すことが必要
生活習慣病予防のための食育の現状	・20代以降の男性の肥満の割合が多く、女性も50代以降の肥満が増加していた ・3歳児健診での肥満傾向が増加していた ・朝食摂取について、小学生、中学生、市民全体で「朝食を毎日食べる」割合が減少 ・歯肉炎及び歯周疾患で病院を受診する人が多い状況であった ・野菜を摂取目標量食べている人は減少していた	・小児期からの肥満対策が必要 ・朝食摂取について、朝食の大切さを啓発し、朝食を食べる人を増やす取り組みが必要 ・生活習慣病と歯周疾患は相互に影響しあうため、歯周疾患予防の啓発が必要 ・野菜摂取について更なる啓発が必要
ライフステージ別の栄養・食生活の現状	【妊娠期】	【妊娠期】
	・4割以上の人が貧血傾向 ・高血圧になる妊婦が増加傾向	・貧血や高血圧の予防の知識や食生活の実践方法について啓発が必要
	【乳幼児期・学童期】	【乳幼児期・学童期】
	・就寝時間が年齢とともに遅延 ・むし歯がある子どもは減少傾向	・早寝・早起・朝ごはんの生活リズムの定着と確立のための啓発が必要
	【青年期】	【青年期】
	・食育への関心が他の世代より低い ・バランスの良い食事をする人は多い	・食育への関心を高め食育に取り組むきっかけづくりが必要
	【壮年期】	【壮年期】
	・食育への関心が他の世代より高く、食育活動への参加も多い ・朝食を毎日食べる人が他の世代より少ない	・朝食摂取の大切さの啓発が必要
	【中年期】	【中年期】
	・食育への関心は高く、取り組みをしている人も多い状況であった	・更なる取り組みの実践により生活習慣病の予防改善につながるよう啓発が必要
	【高齢期】	【高齢期】
	・生活習慣病予防のための行動を実践している人は他の世代より多い ・女性では、肥満と痩せの割合が増え、適正体重を維持する人が少ない	・生活習慣病予防のための行動を実践している人が継続できる支援が必要 ・高齢期の肥満とやせ（低栄養・※フレイル）対策が必要

	現状	課題
食育体験活動に関する現状	・保育所・認定こども園・小中学校での野菜の栽培体験の実施率は83.0%であった ・保育所・認定こども園・小中学校での親子料理教室など料理の体験活動の実施率は85.4%であった	・子どもの食育体験活動が継続できる支援や体制づくりが必要
食品ロスに関する現状	・食品ロス削減に取り組む市民は、「食べ残しをしない」が85.0%で最も多い状況であった ・残食を減らす取り組みは、82.9%の保育所・認定こども園・学校の給食で実施されている	・食品ロス削減に取り組む市民が増加するよう啓発が必要 ・保育所・認定こども園・学校の給食において残食を減らすよう啓発が必要
食の安全・安心に関する現状	・消費期限や賞味期限を確認する市民は多いが、アレルギーの表示を確認する人は少ない状況であった ・食中毒予防の取り組みとして、食事の前に手洗いをする人が66.9%であった	・食の安全・安心のために食品表示の確認をする人が増加するよう啓発が必要 ・食中毒予防の取り組みが習慣化するよう啓発が必要
地産地消の推進に関する現状	・地産地消に関心がある人は増加したが、取り組む人は減少していた ・給食における地産地消の取り組みはすべての保育所・認定こども園・学校で実施 ・学校給食での市産品重量割合は年々増加していた	・地産地消に取り組む人が増加するよう働きかけや取り組むきっかけづくりが必要 ・給食における地産地消が継続できるよう働きかけが必要
共食に関する現状	・市民の1週間当たりの共食回数が減少していた ・小学生の1週間当たりの朝食と夕食の共食の回数が減少していた ・高齢者単身世帯では共食の機会が「ほとんどない」人が多い状況であった	・地域における共食機会の提供が必要 ・家庭での共食が増加するよう啓発が必要

※については用語集（72ページ）に記載しています。

第3章 計画の展開

第3次島原市食育推進計画に掲げる理念「豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら」の実現を目指し、基本方針として島原の郷土料理「しまばらぐぞうに」を頭文字に8つの方針を立てて推進を図ります。「健康づくり」や「地産地消」「地域づくり」など多岐にわたる食育の分野について、基本方針の達成に向けて、8つの基本施策を掲げ、食育の取り組みを広げていきます。

豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら

し・・・生涯食育社会の構築
 ま・・・孫に伝えよう！郷土の料理、家庭の味
 ば・・・バランスのよい食事で生活習慣病予防
 ら・・・ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進
 ぐ・・・ぐるとつなぐ「食育の環」生産から食卓までの一貫した食育体験活動の充実
 ぞ・・・増幅しよう食の安全・安心への意識
 う・・・海の幸、山の幸、しまばらの食を広めよう
 に・・・にっこりと食卓を囲んで家庭の団らん

施策 1	
地域・学校・行政・その他の関係機関における食育の推進	◆食育の普及啓発 ◆食育に関するイベントや講座の開催 ◆食育推進の体制整備
施策 2	
郷土料理や地域の食文化の継承	◆郷土料理教室の開催 ◆給食における郷土料理の提供 ◆地域間交流の促進
施策 3	
生活習慣病予防のための食育の推進	◆生活習慣病予防の知識の普及・啓発 ◆小児期からの肥満予防対策の推進 ◆朝食摂取率の向上 ◆歯周疾患の予防
施策 4	
ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進	◆家庭(個人)での食育の推進 ◆地域・学校・行政・その他の関係機関における取り組み支援
施策 5	
食の循環や環境に配慮した食育の推進	◆食育体験活動の機会提供 ◆「食品ロス」削減に向けた啓発
施策 6	
食の安全・安心のための食育の推進	◆食の安全・安心に関する情報の提供 ◆食中毒予防の行動実践の啓発及び情報提供
施策 7	
生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進	◆生産者と消費者の交流機会の提供 ◆地産地消の推進
施策 8	
共食の推進	◆家庭での共食の推進 ◆地域における共食機会の提供

施策 1

地域・学校・行政・その他の関係機関における食育の推進

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

食育は、健康づくりだけでなく、郷土料理の伝承や共食の提供、地域活性化まで広く関連しています。地域・学校・行政その他の関係機関が協働して主体的に食育を推進していく必要があります。

食育に関心のある人や取り組みをしている人は増えていますが、さらに食育への関心や取り組みが高まるよう働きかけが必要です。

(1) 食育の普及啓発

6月は「※食育月間」、毎月19日は「※食育の日」です。

食育を普及するために「食育の日」を浸透させ、食育の普及および啓発に努めます。

※については用語集（70・71ページ）に記載しています。

(2) 食育に関するイベントや講座の開催

市民が食育に触れる機会として、食育フェスタなど食育に関するイベントを開催したり、講座等を開催し、食生活等「食」や「栄養」に関する知識や技術を身につけられるよう努めます。



(3) 食育推進の体制整備

食育が市民運動として展開され、生涯にわたり、社会全体で食育に取り組めるよう「生涯食育社会」の構築を目指し、体制を整備します。

●● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ●●

対 策	概 要	担 当
食育の普及啓発	・ 広報媒体等を用いて普及を行います。	保険健康課
食育に関するイベントや講座の開催	・ 食育フェスタなどを開催し、食育の普及を行います。	食生活改善推進員協議会 保険健康課
	・ 医師会や歯科医師会、歯科衛生士会、栄養士会等と連携し、健康しまばら福祉まつりや糖尿病予防のつどいなどで健康づくりや食育の知識の普及を行います。	保険健康課
食育推進の体制整備	・ 食育推進会議を開催し、地域・学校・行政等が情報を共有し、食育推進について意見交換等を行います。 ・ 人材育成として、ボランティア組織の養成と育成支援を行います。	保険健康課

施策 2

郷土料理や地域の食文化の継承

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

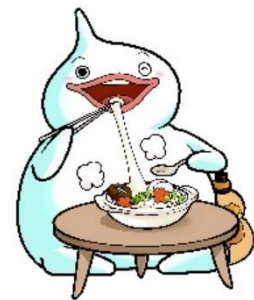
郷土料理については、「手延べそうめん」や「具雑煮」の食経験は多く、「がねだき」や「いぎりす」の食経験は少なく、郷土料理ごとで食経験に差がありました。また、保育所・認定こども園や学校の給食で郷土料理が提供されていました。

(1) 郷土料理教室の開催

郷土料理に触れる機会を作り、郷土料理の作り方を学ぶことで、家庭で作る人が増加するよう働きかけを行います。

(2) 給食等における郷土料理の提供

給食等で郷土料理を提供することにより子どもたちが地域の食文化に触れる機会を作ります。



(3) 地域間交流の促進

保育所や認定こども園、学校における「ふれあい給食」において地域の人と触れ合う機会を作ります。また、「ふれあい餅つき」などの行事などにより、地域の食文化を子どもたちへ伝えていきます。

●● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ●●

対 策	概 要	担 当
郷土料理教室の開催	- 郷土料理教室の開催により、郷土料理に触れる機会を設けます。 - 各種イベント等で郷土料理の提供を通して郷土料理に触れる機会を設けます。	社会教育課 食生活改善推進員協議会
給食等における郷土料理の提供	給食等で郷土料理の提供を行います。	学校教育課 保育所・認定こども園
地域間交流の促進	「ふれあい給食」の実施により、地域の人との交流の機会を作ります。 「ふれあい餅つき」など地域の伝統を体験する機会を設け、その中で地域の人と交流する機会を設けます。	学校教育課 保育所・認定こども園

施策
3

生活習慣病予防のための食育の推進

— ● ● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ● ● —

20代以降の男性の肥満の割合が20%を超えており、また、50代以降の女性の肥満の割合が増加しています。特定健診結果におけるメタボリックシンドロームの該当者の割合も増加傾向です。病院の受診状況は、高血圧症や脂質異常症が多く、また、県と比較すると高尿酸血症や人工透析での受診が多い状況です。

5歳児健診において、肥満予防対策を推進してきましたが、3歳児健診での肥満傾向の子どもが増加しています。小児期からの肥満予防対策を推進し、継続できるよう支援していく必要があります。

朝食を毎日食べる人が平成26年度と比べ、20代、40～70代で減少しているため、朝食摂取率を向上させる必要があります。

国民健康保険の診療報酬情報において歯肉炎及び歯周疾患は、20歳～59歳で1位となっています。歯周疾患は、生活習慣病との関連が強く、予防の啓発が必要です。

(1) 生活習慣病予防の知識の普及・啓発

生活習慣病予防の知識を普及するため、糖尿病予防のつどいなど健康に関するイベントや健康教室を開催します。また、生活習慣病予防の取り組みを実践し、継続するための支援を行います。

(2) 小児期からの肥満予防対策の推進

小児期の肥満は、思春期肥満、成人期以降の肥満へ移行しやすいため、肥満予防対策を推進していきます。

(3) 朝食摂取率の向上

朝食の摂取は、生活習慣病の予防にもつながるため朝食を摂取する人が増えるような機会を通じて普及啓発を行っていきます。

(4) 歯周疾患の予防

歯周疾患と生活習慣病は相互に悪影響を及ぼすことから、歯周疾患の予防対策を行っていきます。

— ● ● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ● ● —

対 策	概 要	担 当
生活習慣病予防の知識の普及・啓発	・医師会・歯科医師会・栄養士会等医療や健康に関する団体等と連携し、生活習慣病予防の食生活等について知識の普及・啓発を行います。 ・生活習慣病予防等について健康教育や教室を実施し、知識の普及を行います。	保険健康課
	・減塩や野菜摂取などの食生活の改善の地区普及活動を継続していきます。	食生活改善推進員協議会
小児期からの肥満予防対策	・小児生活習慣病の予防について知識を普及します。 ・乳幼児健診等で肥満傾向の子どもと保護者に食事指導・相談を行います。	保険健康課
	・小児生活習慣病予防検診を実施します。 ・個別相談や指導体制を構築します。	学校教育課
朝食摂取率の向上	・広報などを用いて朝食摂取の重要性について啓発していきます。	保険健康課
歯周疾患の予防	・幼児を対象に定期的な※フッ素塗布の機会を提供し、むし歯予防を推進します。	歯科衛生士会 保険健康課
	・小学生、中学生を対象に定期的な※フッ化物洗口の機会を提供し、むし歯予防を推進します。	小中学校 学校教育課
	・歯科相談や歯科検診を実施し、歯周疾患の予防を推進します。	保険健康課 学校教育課
	・健康教育やイベントなどにおいて歯周疾患予防の普及啓発を行います。	歯科医師会 歯科衛生士会

※については用語集（72 ページ）に記載しています。

施策
4

ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進

— ●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●● —

食育を推進する基盤の中心は、家庭(個人)です。健全な食生活を実現するための支援が必要です。

また、核家族化や高齢者単身世帯の増加など社会変化に対応し、それぞれのライフスタイルに応じた食育の推進が求められます。家庭での取り組みが難しい人に対して、地域全体で支援する体制が必要です。

(1) 家庭(個人)での食育の推進

ライフステージごとに食育の目指す目標の達成に向けて、取り組みを実践するための支援をしていきます。家庭には、様々なライフステージの人が一緒に暮らしているため、それぞれの暮らしに応じた取り組みを推進していきます。

(2) 地域・学校・行政・その他の関係機関における取り組み支援

食生活に関する相談の機会や情報を提供したり、家庭での取り組みが難しい人への支援を行います。

— ●● ライフステージ別取り組み ●● —

ライフステージを妊娠期・乳幼児期・学童期・青年期・壮年期・中年期・高齢期の7つに分け、課題を整理し、取り組みを行います。

妊 娠 期

●● 特性と現況 ●●

妊娠期は、血圧が高くなったり、貧血になりやすい時期です。また、体重も胎児の成長とともに増加します。適切な栄養摂取により、妊娠の経過の安定と胎児の成長を促すことが大切です。本市では、平成30年度妊婦一般健康診査受診者のうち、貧血（ヘモグロビン 11 mg/dl 未満）は 44.1%、また、高血圧は 7.8%の妊婦にみられている状況です。安心して出産が迎えられるよう食事を含む生活習慣を見直すことが大切です。

●● めざす食育の推進 ●●

食事や生活習慣の見直しで安心したマタニティライフを目指そう

家庭(個人)で取り組むこと

- ・妊娠をきっかけに普段の食事や生活習慣を見直しましょう。
- ・妊娠期の身体の変化や食生活等について、学ぶ機会を持ちましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担当
・妊婦やその家族が、妊娠期の身体の変化や食生活について学ぶ機会を提供します。 ・妊娠期の身体の変化や食生活等について相談できる機会を作ります。	保険健康課 医療機関

乳 幼 児 期 (0 歳～5 歳)

● ● 特性と現況 ● ●

乳幼児期は、身体の成長発達面で個人差が大きい時期です。歯の生え方やむし歯、※食物アレルギーなど食事に関する心配が増えてきます。

また、食事や生活リズムは保護者のライフスタイルに影響されやすい時期であるため、「早寝・早起き・朝ごはん」など保護者に対する働きかけが重要です。

さらに、家庭以外でも食べる機会が増えてきます。食事マナーについて習得できる機会を持ちましょう。

※については用語集（71 ページ）に記載しています。

● ● めざす食育の推進 ● ●

生活リズムを整え、食への興味を持とう

家庭(個人)で取り組むこと

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」に取り組みましょう。
- ・食事を通しコミュニケーションを図り、食事マナー等を修得できる環境づくりに努めましょう。
- ・歯みがきの習慣をつけ、おやつを食べる時間を決めるなどむし歯予防に努めましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担 当
・乳幼児健診等で「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を行います。 ・離乳食や食物アレルギー等の食事や栄養について相談に応じ助言を行います。 ・乳幼児健診や乳幼児相談等で食事や栄養について相談の機会を提供します。	保険健康課
・離乳食の提供、食物アレルギー対応等子どもの発達に応じた給食の提供を行います。 ・乳幼児の成長発達に応じた適切な情報、相談の機会を提供します。	保育所・ 認定こども園
・むし歯予防のために、歯科検診やブラッシング指導を行います。 ・定期的なフッ素塗布の機会を提供し、むし歯予防を推進します。	保険健康課 歯科医師会 歯科衛生士会
・保育所・認定こども園でフッ化物洗口を実施し、むし歯予防を推進します。	保育所・ 認定こども園
・親子で食事や軽食を一緒に食べる機会を提供します。	食生活改善推 進員協議会 保育所・ 認定こども園 こども課

学 童 期 (6 歳～14 歳)

●● 特性と現況 ●●

学童期は、心身の健やかな成長発達のために「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムの確立が必要な時期です。習い事や塾通いなどで 22 時以降に就寝している子どもが増加しています。また、朝食を食べる子どもが減少しています。また、治療をしていないむし歯のある小学生は 11.4%、中学生は 12.7%でした。

食事については、大人と一緒に食べる子どもが少ない状況です。「共食」により食事を通じてコミュニケーションをとることも大切です。

また、様々なことに興味や関心をもつ時期です。野菜の栽培体験活動や親子料理教室などを通じて体験活動を充実していく必要があります。

●● めざす食育推進 ●●

生活リズムを確立し、食に関する体験活動に参加しよう

家庭(個人)での取り組み

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」に取り組みましょう。
- ・家族で食事をする機会を持ちましょう。
- ・食に関する体験活動を通じて感謝の気持ちを育みましょう。
- ・歯みがきの習慣をつけ、むし歯予防に努めましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担 当
・生活リズムチェックカードの実施等により、「早寝・早起き・朝ごはん」の生活リズムを確立する取り組みを行います。 ・学校や PTA と連携して保護者に「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発を行います。	小中学校 PTA 連合会
・親子料理教室の開催を通じて料理体験の機会を提供します。	食生活改善推進員協議会
・歯科検診の実施やフッ化物洗口によりむし歯予防を推進します。	歯科医師会 歯科衛生士会 学校教育課
・肥満や食物アレルギーなどのある子ども及び保護者に対して個別相談の機会を提供します。	小中学校

青年期 (15歳～24歳)

●● 特性と現況 ●●

青年期は、進学・就職により、「食」に関して自立してくる時期であり、適切な食の選択能力を身につける必要があります。しかし、食育に関心がある人が60.2%と他の世代と比べると低く、取り組みをしている人も少ないため、食育の関心と取り組みをしている人を増やす必要があります。また、「野菜を食べる」「よく噛んで食べる」といった生活習慣病予防のための実践行動が少ない状況です。

●● めざす食育推進 ●●

食育への関心を高め、食の選択能力を身につけよう

家庭(個人)での取り組み

- ・「食」の選択能力を身につけましょう。
- ・生活習慣病予防のために食生活の改善を始めましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担 当
・ホームページや広報しまばらなど様々な機会を通じて栄養や食生活改善に役立つ情報の提供を行います。	保険健康課
・食の選択能力を身につけるための講座を開催します。	食生活改善推進員協議会 保険健康課

壮年期 (25歳～44歳)

●● 特性と現況 ●●

壮年期は、結婚・出産・育児などで家庭環境が大きく変化する時期です。個人だけでなく、家族を含めた食育の推進、取り組みの実践が必要となります。また、健康診断等を定期的に受け、自分の身体の状態に合わせた食生活を送り、生活習慣病の発症及び重症化予防に努めることが大切です。

食育への関心は高いですが、食生活の実践状況では、「朝食を毎日食べる」「1日に2回以上主食・主菜・副菜のそろった食事をする」人が他の世代より低い状況です。

●● めざす食育推進 ●●

※ワークライフバランスを見直して家庭を中心とした食育を実践しよう

家庭(個人)での取り組み

- ・子育てを含め家庭での食育に取り組む機会を持ちましょう。
- ・健康診断を受け、生活習慣を改善し、生活習慣病の発症及び重症化予防に努めましょう。
- ・朝食を食べる習慣をつけ、1日に2回以上主食・主菜・副菜のそろった食事をするよう心がけましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担 当
・家庭での食育の推進についての啓発を行います。 ・健診を受ける機会を提供します。 ・健康教育や健康教室で生活習慣病の発症及び重症化予防について知識の普及啓発をします。 ・ホームページや広報しまばら等様々な機会を通して食事や生活習慣の改善の情報提供を行います。 ・いきいき健康ポイント事業を活用し、食事や生活習慣の改善の取り組みを実践し、継続するための支援を行います。	保険健康課
・働き盛り世代への食事や生活習慣の啓発を行います。	食生活改善推進員協議会

※については用語集（73 ページ）に記載しています。

中 年 期 (45 歳～64 歳)

● ● 特性と現況 ● ●

中年期は、社会的役割の重要性が増し生活習慣の乱れから、生活習慣病になる人が増えてくる時期です。そのため、健康診断を受け、自分の身体の状態に合わせた食事や生活習慣を送ることが重要です。

40代男性の肥満の割合は40.6%と多く、メタボリックシンドロームの該当者も年々増えています。また、高血圧症・脂質異常症・糖尿病など生活習慣病で病院へ受診する人が多い状況です。メタボリックシンドロームを改善するために生活習慣病を予防するための行動を実践している人が増えていくことが大切です。

● ● めざす食育推進 ● ●

生活習慣病予防のための食生活を実践しよう

家庭(個人)での取り組み

- ・健康診断を受け、生活習慣を改善し、生活習慣病の発症及び重症化予防に努めましょう。
- ・生活習慣病を予防するために食事・生活習慣の改善に努めましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担 当
・特定健診の受診率を向上させ、生活習慣病の発症を予防します。 ・健康教育や健康教室で生活習慣病の予防について知識の普及啓発を行います。 ・生活習慣病の重症化予防について知識の普及を行います。 ・ホームページや広報しまばら等で食生活の改善の情報提供を行います。 ・いきいき健康ポイント事業を活用し、食事や生活習慣の改善の取り組みを実践し、継続するための支援を行います。	保険健康課
・公民館講座等で食生活や健康づくりについての講座を開催します。	社会教育課
・働き盛り世代への食事や生活習慣の改善の啓発を行います。 ・男性の食の自立支援として、男性料理教室の支援を行います。 ・生活習慣病予防のための調理実習を行います。	食生活改善推進員協議会
・成人歯科相談や国民健康保険加入者を対象とした歯科検診の実施により、健診や相談ができる機会を提供します。	保険健康課

高 齢 期 (65 歳 以上)

● ● 特性と現況 ● ●

高齢期は、加齢とともに身体機能の低下、生活習慣病の発症など、様々な病気が発症しやすい時期です。食育に関心のある人が多く、取り組みも多い状況です。

一方で、60代以降では、肥満と痩せの割合が増加し、適正体重を維持することが難しくなっています。

高齢者の単身世帯の増加により「共食」の機会が少なくなっています。地域での共食の機会の提供が必要となっています。

● ● めざす食育推進 ● ●

適正体重を維持し生活習慣病の重症化予防に努め、食べることを楽しもう

家庭(個人)での取り組み

- ・生活習慣病の発症及び重症化予防のための食事・生活習慣の改善に努めましょう。
- ・適正体重を維持するためにバランスの良い食事を心がけましょう。
- ・地域活動へ参加し、共食の機会を持ちましょう。

地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み

取り組みの概要	担 当
・生活習慣病の重症化予防について知識の普及を行います。 ・健康教室で食事・生活習慣の改善についての知識の普及と啓発を行います。 ・健康教育で、適正体重の維持についての知識の普及と実践の工夫について情報を提供します。	保険健康課
・一人暮らし高齢者の食事会を実施し、共食の機会を提供します。 ・高齢者ふれあいサロンなど的高齢者が集まる場において軽食の提供などにより共食の機会を提供します。	社会福祉協議会
・料理教室を開催します。	老人クラブ連合会
・地区普及講座で、高齢者の食事について知識の普及と試食の提供を行います。	食生活改善推進員協議会

施策 5

食の循環や環境に配慮した食育の推進

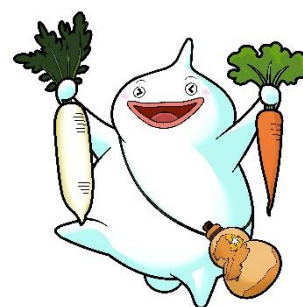
●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

野菜の栽培体験は、ほとんどの子どもが小学生までのうちに栽培体験の機会が提供されていました。料理体験についても、保育所・認定こども園・学校で機会を提供されています。また、食生活改善推進員等実施する親子料理教室により、体験機会は充実しています。

「食品ロス」の削減については、取り組んでいる市民は多い状況にありますが、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

(1) 食育体験活動の機会提供

野菜の栽培体験や教育ファームの実施、親子料理教室等の体験活動を通して、食に感謝する気持ちを育みます。



(2) 「食品ロス」削減に向けた啓発

「食品ロス」削減のため、暮らしの中で意識して実践できる「料理を作りすぎない」ことをはじめとする取り組みの啓発が必要です。
「野菜の廃棄を少なくする」など食品の過剰除去を減らすとともに、食品廃棄物を再生利用し、生ごみを減らす取り組みも併せて推進します。

●● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ●●

対 策	概 要	担 当
食育体験活動の機会提供	・ 野菜の栽培体験を実施します。	産業政策課 小中学校 保育所・認定こども園
	・ 生ごみたい肥化推進事業で生ごみをたい肥化し、それを利用して野菜を栽培・収穫・調理する体験活動を実施します。	環境課 食生活改善推進員協議会
「食品ロス」の削減に向けた啓発	・ 市の広報等を利用し、「買いすぎない」、「料理を作りすぎない」など、暮らしの中で意識して実践できる取り組みを啓発します。	環境課
	・ 保育所・認定こども園・学校給食で残食を減らせるよう取り組みます。	小中学校 保育所・認定こども園
	・ 各家庭から排出される生ごみ等の減量化を図るため、生ごみ処理機器を購入設置する者に対し補助金を交付します。	環境課
	・ EMボカシを利用して生ごみ（調理くず）をたい肥化する生ごみたい肥化推進事業を実施します。	環境課
	・ 環境浄化のため、廃油で石鹸を作ります。	婦人会

施策 6

食の安全・安心のための食育の推進

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

食品の安全性に関することについて、多くの市民は関心があり、特に取り組みが多かったのは「消費期限や賞味期限の確認」でした。一方、「アレルギー表示」を確認する人は少ない状況でした。

食中毒の予防については、食事の前に手洗いをしている人が66.9%、調理方法の工夫をする人が38.6%であり、予防のための取り組みを実践する人を増やすことが大切です。

(1) 食の安全・安心に関する情報提供

インターネット等でたくさんの情報に触れる機会が増えています。市民が安心して食生活を実践できるよう適切な情報を提供します。

(2) 食中毒予防の行動実践の啓発及び情報提供

食中毒の予防のために「食事の前の手洗い」など行動の実践について啓発を行います。また、食中毒の発生状況や予防方法について情報提供を行います。

●● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ●●

対 策	概 要	担 当
食の安全・安心に関する情報提供	- 健康教育や教室の中で、アレルギー表示等食品表示に関する情報を提供します。 - ホームページや広報しまばら等により食生活や食の安全に関する情報の提供を行います。	保険健康課
食中毒予防のための実践行動に向けた啓発及び情報提供	食事の前に手洗いをする人や調理方法の工夫をする人が増えるよう啓発を行います。	保険健康課
	保育所・認定こども園・学校で給食前に手洗いを励行します。	保育所・認定こども園 小中学校
	食中毒の予防に関する啓発と情報提供を行います。	環境課 保険健康課

施策 7

生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進

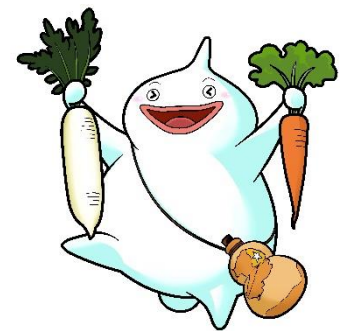
●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

地産地消に関心のある市民は、増加しており、第2次食育推進計画の目標値を達成していましたが、地産地消の取り組みを実施している人は52.2%と少ない状況です。

生産者と消費者の交流機会を設け、地産地消に取り組む人を増やしていくことが必要です。

(1) 生産者と消費者の交流機会の提供

生産者と消費者の交流を通して、地元産物への関心を高め、地産地消への取り組みを促進します。



(2) 地産地消の推進

本市は、県内でも有数の農業・漁業が盛んな地域です。本市で生産される農水産物への関心を高め、地産地消による消費の拡大を目指します。

●● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ●●

対 策	概 要	担 当
生産者と消費者の交流機会の提供	・ イベントなどで生産者と消費者の交流を促します。	産業政策課
地産地消の推進	・ 地産地消を推進します。 ・ ※6次産業化を振興します。	農林水産課

※については用語集（73 ページ）に記載しています。

施策 8

共食の推進

●● 施策を取り巻く環境（現況・課題） ●●

共食について、小学5年生と中学2年生の朝ごはんにおける共食の割合が半数にとどまっています。また、共食の回数については、小学5年生はやや減少していましたが、中学生は増加しており、目標値を達成していました。

市民においては、共食の機会が減少している状況でした。高齢者単身世帯の増加など、普段の食事で共食の機会が少ない人が増加しているため、家庭での共食に加え、地域における共食機会の提供が必要となってきます。

(1) 家庭での共食の推進

食事を大人と一緒に食べる子どもが増加するよう情報を提供し、支援を行います。

(2) 地域における共食機会の提供

家庭での共食の機会が少ない人に地域における共食の機会を提供します。

●● 地域・学校・行政・その他の関係機関の取り組み ●●

対 策	概 要	担 当
家庭での共食の推進	・乳幼児健診で共食の重要性について啓発していきます。	保険健康課
	・学校や PTA と連携して保護者に共食の重要性について啓発していきます。	小中学校 PTA 連合会
地域における 共食機会の提供	・高齢者ふれあいサロンなどで軽食や食事の提供支援を行います。	社会福祉協議会
	・一人暮らし高齢者の食事会を開催し、共食の機会を提供します。	
	・食育イベント等で共食の機会を提供します。	食生活改善推進員協議会

第4章 計画の推進体制

計画の推進体制

食育は、健康づくりや教育、食文化の継承、地産地消など多岐の分野にわたるため、それぞれの主体が連携して食育を推進していく必要があります。

食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、本市では「島原市食育推進会議」と「食育推進幹事会」を設置し、保育所、認定こども園、学校、農業協同組合、漁業協同組合、医師会、歯科医師会、栄養士会、食生活改善推進員協議会、婦人会等と県及び本市が連携して計画を推進していきます。

食育推進幹事会において、計画に掲げる施策の進捗状況の把握を行い、その結果を島原市食育推進会議へ報告します。

食育推進会議では、計画の推進状況を管理し、計画の効果や成果等の評価も併せて行い、会議終了後は市民へ公表するとともに、その評価をもとに次年度以降の計画の推進に反映させていきます。

豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら



島原市における食育推進計画の策定及び推進体制

基本理念 豊かな自然の恵みを生かす、元気で楽しい食のまち、しまばら

基本方針

- し・・・生涯食育社会の構築
- ま・・・孫に伝えよう！郷土の料理、家庭の味
- ば・・・バランスのよい食事で生活習慣病予防
- ら・・・ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進
- ぐ・・・ぐるとつなぐ「食育の環」生産から食卓までの一貫した食育体験活動の充実
- ぞ・・・増幅しよう食の安全・安心への意識
- う・・・海の幸、山の幸、しまばらの食を広めよう
- に・・・にっこりと食卓を囲んで家庭の団らん

基本施策

1. 地域・学校・行政・その他関係機関による食育の推進
2. 郷土料理や地域の食文化の伝承
3. 生活習慣病予防のための食育の推進
4. ライフステージやライフスタイルに応じた食育の推進
5. 「食」の循環や環境に配慮した食育の推進
6. 食の安全・安心のための食育の推進
7. 生産者と消費者の交流の促進と地産地消の推進
8. 共食の推進

市民・農業、
漁業関係者（団体）、
食品関連事業

連携

連携

島原市食育推進会議

学識経験者、食育に関して知識と経験を有する者、その他市長が必要と認める者

- 食育推進計画の策定
- 食育推進に係る重要事項の審議
- 食育推進計画の進行管理

島原市食育推進計画検討委員会（策定時のみ）

食育推進に係る機関・団体の実務者

- 食育推進計画の素案の検討及び作成

島原市食育推進幹事会

福祉保健部長および食育推進に関わる関係各課長等

- 食育推進計画の施策の検討
- 食育推進計画の関連施策の進捗管理

食育推進担当者会議

食育推進に係る実務者からなる市の内部組織

- 食育推進計画に掲げる取り組みの立案・実施
- 食育の施策に係る具体的な取り組みの企画及び実施

第5章 数値目標

数値目標の設定

1 数値目標の設定目的

多様な団体や機関が食育の推進を図ることにより、基本理念の実現を目指すため、それぞれの取り組みや施策について数値目標を設定し、進捗管理を行います。

また、数値目標を設定することで、取り組みの効果の評価指標とし、取り組みの見直し等につなげていくことが数値目標を設定する目的です。

2 数値目標の設定

第3次島原市食育推進計画の施策及び取り組みの効果を評価するため、次の20項目について数値目標を設定することとしました。

施策	数値目標項目		現状値 (R1)	中間目標 (R4)	目標値 (R6)
1	食育に関心のある人の増加		74.9%	85%以上	90%以上
	食育の取り組み活動に参加する人の増加		13.2%	15%以上	18%以上
2	家庭で郷土料理を作る人の増加		75.1%	77%以上	80%以上
3	生活習慣病予防のために行動を実践している人の増加		65.0%	70%以上	75%以上
	小学5年生の「朝食を毎日食べる」人の増加		90.4%	92%以上	95%以上
	中学2年生の「朝食を毎日食べる」人の増加		88.4%	92%以上	95%以上
	市民の「朝食を毎日食べる」人の増加		84.0%	87%以上	90%以上
4	朝食の摂取についての情報を提供する		—	3回以上	5回以上
5	学校・保育所・認定こども園での野菜等の栽培体験活動の実施の増加		83.0%	86%以上	90%以上
	学校・保育所・認定こども園での料理体験の増加		85.4%	87%以上	90%以上
	食品ロス削減について「作りすぎない」人の増加		75.6%	78%以上	80%以上
	食品ロス削減について「野菜の廃棄を少なくする工夫」に取り組む人の増加		62.9%	66%以上	68%以上
6	アレルギー表示を確認する人の増加		12.9%	15%以上	18%以上
	食事の前に手洗いをする市民の増加		66.9%	70%以上	72%以上
7	生産者と消費者の交流に関心がある市民の増加		27.9%	30%以上	33%以上
	学校給食における市産品の使用重量割合の増加		29.1%	32%以上	34%以上
	地産地消に取り組む市民の増加		52.2%	55%以上	57%以上
8	1週間当たりの朝食と夕食共食の回数の増加	小学生	10.2回	11回以上	12回以上
		中学生	11.0回	11.5回以上	12回以上
	週に10回以上共食の機会がある市民の増加		58.7%	62%以上	64%以上

参考資料

1 策定の経過

時 期	内 容
令和元年 5 月 20 日～5 月 31 日	●食育に関する意識調査（市民）の実施 ・市民 4,000 人を対象に調査の実施
令和元年 6 月 10 日～6 月 28 日	●食育に関する意識調査（小学 5 年生・中学 2 年生）の実施 ●保育所・認定こども園・学校における食育推進の状況調査の実施 ・市内 27 の保育所・認定こども園及び 14 の市立小中学校を対象に調査を実施
令和元年 6 月 14 日	●食育推進担当者会議 ・第 2 次島原市食育推進計画の施策の進捗状況について ・第 3 次島原市食育推進計画の策定について
令和元年 9 月 27 日	●食育推進幹事会 ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 10 月 24 日	●食育推進計画検討委員会 ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 11 月 11 日	●食育推進会議 ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の審議
令和元年 11 月 21 日	●食育推進幹事会 ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 12 月 12 日	●食育推進計画検討委員会 ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の検討
令和元年 12 月 24 日	●食育推進会議 ・第 3 次島原市食育推進計画（案）の審議
令和 2 年 1 月 27 日～2 月 17 日	●パブリックコメントの実施 ・市ホームページでパブリックコメントを実施

2 島原市食育推進会議

島原市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、島原市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第18条第1項に規定する本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項について審議し、及び食育に関する施策の実施を推進すること。

(委員)

第3条 食育推進会議は、委員22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に関係する団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 食育推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 食育推進会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に開かれる食育推進会議の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 児童厚生施設運営協議会の項の次に次のように加える。

島原市食育推進会議委員	日額	5,600	
-------------	----	-------	--

島原市食育推進会議委員名簿

(任期：令和元年 11 月 1 日～令和 3 年 11 月 10 日)

	区分	団 体	委員氏名	役職
会長	1	学識経験者	小西 治子	元尚絅大学教授
副会長	2	島原市食生活改善推進員協議会	松田 愛美	会長
委員	2	長崎県県南保健所兼計画検討委員会	松尾 明子	地域保健課長兼委員長
	2	島原市医師会	前田 兼徳	理事
	2	島原南高歯科医師会	松尾 裕純	常務理事
	2	長崎県栄養士会島原支部	喜多 未来	会計
	2	島原市社会福祉協議会	小川 学	会長
	2	島原雲仙農業協同組合	本田 嘉文	専務理事
	2	島原漁業協同組合	吉本 政信	代表理事組合長
	2	島原商工会議所	内藤 久美子	支援振興課長
	2	島原市校長会	原 洋	第四小学校校長
	2	島原市 PTA 連合会	副島 真紀	副会長
	2	島原市保育会	原田 恒	会長
	2	島原市保育園保護者会連合会	寺田 元美	副会長
	2	島原地区私立幼稚園協会	野村 千恵子	島原幼稚園副園長
	2	島原地区私立幼稚園 PTA 連合会	本多 松弘	島原幼稚園 PTA 会長
	2	島原市婦人会連絡協議会	小川 澄子	監査
	2	島原市健康づくり推進員連絡会	大町 ミサ子	推進員
	2	島原健康半島構想協議会	大場 敏江	会員
	3	公募委員	今坂 秀春	
	3	公募委員	伊達 千佐子	
	3	計画検討委員会	中田 美恵子	副委員長

※ 区分

- 1 学識経験者
- 2 食育の推進に関係する団体の代表者
- 3 その他市長が適当と認めるもの

3 島原市食育推進計画検討委員会

島原市食育推進計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の食育を総合的かつ計画的に推進するため、島原市食育推進計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食育の推進に係る施策の検討、立案及び実施に関すること。
- (2) 島原市食育推進会議条例(平成21年島原市条例第12号。以下「条例」という。)

第2条第1号に規定する食育推進計画の策定に必要な事項に関すること。

2 検討委員会は、前号の結果を条例第1条に規定する島原市食育推進会議(以下「推進会議」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 食育に関して専門的知識を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 市長が委嘱する委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

2 委員長が必要と認める場合は、推進会議に意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月3日から施行する。

(会議施行の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開かれる検討委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和元年6月24日から施行する。

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

島原市食育推進計画検討委員会委員名簿

(任期：令和元年 10 月 24 日～令和 3 年 10 月 23 日)

	団体	委員氏名	役職
委員長	長崎県県南保健所	松尾 明子	地域保健課長
副委員長	島原市食生活改善推進員協議会	中田 美恵子	副会長
委員	長崎県栄養士会島原支部	中村 珠緒	運営員
	島原南高歯科衛生士会	北田 章子	会長
	島原市老人クラブ連合会	小峯 克彦	事務局長
	島原市民生委員児童委員協議会連合会	小松 逸子	主任児童委員代表
	島原雲仙農業協同組合婦人会部会	稲田 晴美	島原支部長
	島原農業高校	岩永 千尋	教諭
	島原市学校給食会	田浦 久美子	事務局長
	学校給食研究会	島本 理恵	第四小学校栄養教諭
	島原市 PTA 連合会	上田 由美子	副会長
	島原市保育会	松崎 明子	栄養士
	島原市保育園保護者会連合会	寺田 元美	副会長
	島原地区私立幼稚園協会	金子 怜奈	栄養士
	島原地区幼稚園協会 PTA 連合会	本多 松弘	島原幼稚園 PTA 会長
	島原市婦人会連絡協議会	小川 澄子	監査
	島原市健康づくり推進員連絡会	大町 翠	推進員

4 島原市食育推進幹事会

島原市食育推進幹事会設置要綱

（設置）

第1条 本市の食育を総合的かつ計画的に推進するため、島原市食育推進幹事会（以下、幹事会という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）島原市食育推進会議条例（平成21年島原市条例第12号。以下、条例という。）第2条第1号に規定する食育推進計画の施策の検討、その他食育の推進に必要な事項に関すること。
- （2）食育の推進に係る施策の進捗管理に関すること。

（組織）

第3条 幹事会は、食育推進に関係する課長等をもって組織する。

2 幹事は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- （1）福祉保健部長を幹事長とする
- （2）食育推進に関係する課長
- （3）その他市長が必要と認める課長

（会議）

第4条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその会議の議長となる。

2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 幹事会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第5条 幹事会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 幹事会の庶務は、福祉保健部において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

島原市食育推進幹事会名簿

所属		構成員
幹事長	福祉保健部	部長
幹事	政策企画課	課長
	環境課	
	福祉課	
	こども課	
	産業政策課	
	農林水産課	
	学校教育課	
	社会教育課	

5 用語集

あ 行

栄養成分表示

栄養成分表示とは、食品に含まれる栄養素についての食品表示で、食品表示法により「エネルギー・タンパク質・脂質・炭水化物・食塩相当量(ナトリウム量)」が表示義務化された。

か 行

共食

食事を共有することを意味する。相手（家族や友人、同僚等）と空間（食事をする場所）、質（コミュニケーション、食事への感謝）を共有することを通して食への関心を高められるとされている。

教育ファーム

生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで、2つ以上の作業を年間2日以上行い、一貫した「本物体験」の機会を提供する取り組み。

健康寿命

健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

高齢化率

人口に占める 65 歳以上の人口の割合のこと。

50gOGTT

経口ブドウ糖負荷試験のことを指し、糖尿病を診断する 1 つの検査指標である。

さ 行

消費期限

袋や容器を開封せずに、表記の保存方法で保存した場合に「安全に食べられる期間」を示したもの。

賞味期限

袋や容器を開封せずに表記の保存方法で保存した場合に「品質が変わらないまま、おいしく食べられる期間」を示したもの。

食育月間

国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図るため、毎年 6 月を「食育月間」と食育推進基本計画で定められた。

食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎月19日を「食育の日」と食育推進基本計画で定められた。

食生活改善推進員

市町村が開催する食生活改善推進員養成講座を修了した者で、健康づくりのための食生活を通したボランティア活動を行う者。

食品表示

食品表示法に基づき、食品の情報を消費者に伝えるものである。内容は、「消費期限・賞味期限」「原産地」「原材料名」「栄養成分表示」がある。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

食物アレルギー

食事をしたときに、身体が食物を異物として認識し、自分の身体を防御するために過敏な反応を起こすこと。

生活習慣病

食生活や飲酒、喫煙など生活習慣そのものが病気の進行に深く関与する病気の総称であり、代表的なものに、糖尿病や高血圧などがあげられる。

た 行

地産地消

地域生産地域消費の略語で、生産者の顔が見える鮮度の良い商品が消費でき、また、輸送時の環境への負荷軽減や農業による地域環境の保全、地域経済の活性化につながる。

適正体重

体格指数であるBMIが18.5以上25未満の範囲にある場合を適正体重という。

BMI(ビー・エム・アイ)： $BMI = \text{体重} / (\text{身長})^2$ で算出される値である。統計上、BMI22が一定期間内の死亡率や罹患率が有意に低いなど最も健康的に生活ができるとされている。

特定健康診査

平成20年度から始まったメタボリックシンドロームに着目し、早期に生活習慣の改善を図ることで生活習慣病を予防するために実施する健康診査をいう。

は 行

フッ素塗布

フッ素を定期的に歯に塗布することにより、歯の質を強くし、むし歯予防に効果があるとされる。

フッ化物洗口

フッ化物（フッ素化合物）は、歯の質を強くし、むし歯予防効果があるため、子ども自身が日常的にできるよう、濃度を低くした洗口液でうがいをするることにより、むし歯予防の効果が期待される。

フレイル

高齢になることで筋力や精神面が衰える状態（心身の虚弱化）をいう。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態との中間を意味しており、適切な支援と介入により、生活機能の維持向上が可能な状態のこと。

平均自立期間

介護保険の要介護 2～5 を不健康な状態とし、平均寿命から不健康な状態の期間を引いて算出した期間。

ヘモグロビン

血液中に存在し、貧血の 1 つの指標となる。鉄を含むたんぱく質で、体中に酸素を運ぶ役割がある。

ま 行

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

内臓脂肪の蓄積に加え、「高血糖」「高血圧」「脂質異常」のうち 2 つ以上を併せ持った状態をいう。この状態が続くことにより動脈硬化を促進させ、心筋梗塞や脳梗塞などを引き起こす危険性が高くなります。

や 行

有機農業等自然環境と調和した生産活動

農業は、元来自然と調和したものであるが、収穫量を増やすために化学肥料や農薬の使用により環境に悪影響を及ぼす場合があるため、農業の持つ物質循環性を生かし、有機農業等土づくりを通じて環境と調和した持続的な生産を行う活動のこと。

ら 行

リスクコミュニケーション

「食品の安全性」などについて関係者の間で情報や意見をお互いに交換すること。

6 次産業化

農畜産物、水産物の生産だけでなく、食品加工（第二次産業）、流通、販売（第三次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化させようというものである。

わ 行

ワークライフバランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。

第 3 次島原市食育推進計画

発行 令和 2 年 3 月

島原市福祉保健部保険健康課

855－8555 長崎県島原市上の町 537 番地

TEL 0957-64-7713